

BULLETIN
DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDEE EN MARS 1888.)

No 86. JUILLET 1895.

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

號六拾八第

第七月刊

明治廿一年五月刊

明治廿八年八月

謝辭

謹啓小生事先般實學研究の爲め静岡東北典獄會へ臨席傍聽相願候處特別の御取計を以て幸に御許可被成下之か爲め大に實益を得候段難有奉拜謝候就ては一々御禮可申上筈の處會務繁劇の折柄略儀ながら誌上を以て謹みて謝辞申述候頓首

佐野 尙

東北地方典獄各位

退白本會雜誌第八十三號へ記載したる彼の歴。朋。衣の儀は充分の改良を加へ見本一個を携帶し同會にて實務家諸君の一覽に供し其の適否を伺ひ候處大に御賛成を被り誠に好結果を得候段恐悅の至に奉存候其の節直に製造方御依頼相成候御方も有之候へ其何分御多人數のこととて御姓名伺ひ漏れも可有之候やも難計候に付御手數恐縮の至に候へ其更に御申込被下度候左すれば早速に其の向へ注文致し調製方取計可申候也

(明治廿八年五月六日總務部謹啓)

謹告

本雜誌上官報欄内は從來監獄職員の任免異動等を都て掲載し來り候へ共其間或は御報告なき向有之遺憾不尠候希くは將來各監共御報告の勞を煩し度不堪切望候

佐野 尙

發行兼編輯者 佐野 尙
印刷者 池田 宗平
印刷所 東京並木活版所

明治廿八年六月三十日發刊

東京市牛込區若宮町十番地 大日本監獄協會事務所
東京市淺草區黒船町廿八番地 東京並木活版所
東京市淺草區黒船町廿八番地 東京並木活版所
賣捌所 東京並木活版所書店
其外 各書店

大日本監獄協會雜誌第八拾六號

明治二十八年七月

論 說

●集治監假留監官制改正の發布に就きて

誰か知らむ、此の冷靜なる社會に、轟然聲を放ちて、吾人の耳を震盪するものあらむとは、若、單に、吾人眼力の及ぶ雰圍の現象を察して、天外萬里をトする者あらば、必や、這般の消息に對して、驚駭措く所を知らざるべし、陰雲漠々たるの邊は、多くは、是、吾人の測知し得べからざる者

既に、官制の改正と謂ふ、是を通覽し來たれば、唯、單に北海道集治監を移して、内務省の直轄と爲さしめたるに過ぎず、法文の上より視れば、固より、簡單無味なるが如き觀ありと雖も、而かも、其の監督權の移轉を主としたる点より視來たれば、至重至大、また恐らくは、是に過ぐるものなかるべし、我輩茲にその理由のある所を揣摩憶斷して、評言を加ふるも、亦、無益の業にはあらじ

惟ふに、始、北海道に、集治監を設置したるの嚆觴は、明治十四年八月、樺戸に、全十五年六月、空知集治監に、續いて、全十八年九月、釧路集治監を建設し、共に、内務省の直轄と爲したりき、然るに、全十九年一月、北海道に道廳を置くに當り、全道の施政を掌理せしむるの結果、樺戸、空知、釧路の三集治監をも併せて、道

廳をして、直轄せしむるに至り、全二十四年に至りて、北海道集治監官制を改正し、空知、釧路の兩集治監を集治監分監とし、又、全年網走分監を設置し、本年、亦、十勝分監を設くるに至り、遂に、又、今日の改正に遭ひ、再、内務省の直轄に歸したるなり

斯の如く、北海道に在る集治監をして、中頃、獨、道廳管轄の下に屬せしめたる所以のもの、恐らくは、拓地殖民の主要なる、目的を貫徹せしめんが爲め、已むを得ず、此の計に出でたるならん、然れども、殖民の爲め、監獄を設置するの政策の不利なる所、既に、前轍のあるあり、殊に、少しく其の土地の開くるに當りては、甚しく荼毒を流し、一の犯罪國たらしむるの感あり、之を今日北海道の實況に就きて極言すれば、殆、全道の良民は、四人を恐るゝこと、熊鷹よりも甚しと謂ふ、是を以て、當局者も、夙に觀る所あり、放免囚は、悉、内地に送還するの策を執り、在監人員は、七千人を限度と爲したりと聞く、我が輩固より、放免囚處遇策の當を得たるを喜ぶ、然りと雖も、依然集治監をして、道廳監督の下に屬せしむるは、幾多の不便あるを免れず、不便、尙、忍ぶべし、爲めに、獄治の進歩を妨害し、容易に、舊慣を脱却する能はず、一種の情弊纏綿し來り、葛藟の如く、また、之を剷除する能はざるの狀なしとせず、今日に於て、内務省の直轄に復歸せしめたるもの、少なくとも、以上の理由は、その一原因なるべしと雖も、是等は、當局以外の、我が輩の觀察し得べき所に非ず、唯、茲に主要なる理由を陳べて、讀者の清覽を煩はさん

一、或は、北海道廳は、十分に、その監督の實を完うする能はざるかを疑ふ、道廳は、北海道全般の施政を掌り、その事務の煩雜なる、嘗に府縣の比のみに非ざるべし、獨、境域の廣袤なるを以て言ふも、九州全体より大に、従ひて、行政事務、また多く、殊に、新開の土地たるを以て、拓地殖民の方法、農桑水

産に關する事業等、之を完全にする、望蜀の念を起さば、僅に一道廳の管理し得べき所に非ざるなり、況、之に監獄の特別事務を附托せられたるをや、勢、監獄事務は、諸事務の整理を終へて、始めて着手するの風ありて、其の改良を遲緩ならしむることあるを免れざるは、實情に照らして、強ち咎むべき事に非ざるべし、素より、監獄事務を道廳に附したるの由は、既に我在りたりとすれば、木に縁りて魚を求めんとするの愚は、我に於て免れざるなり

二、豫算編製の上、に於て、最、利便を得べし、若、現時の如く、内地集治監、北海道集治監の二款に分ちて、互に相特立せしむるときは、實際流用支辨を爲し得ざる不利不便を來すべし、假令は、囚人増減の如きは、豫、測知する能はざるを以て、若、非常に過剩を來たし、北海道に移送するの必要あるに際しては、内地集治監に在りて、其の押送費なきときは、例、北海道に、幾多の押送費の殘餘あるも、已むを得ず、之を翌年度に延ばさる可からざる事情を生じ、又、之に反して、北海道に在りて、放免囚を、内地に返送するの必要を生じたるるとき、之が押送費なきときに至りては、尙、一層の困難を感するに至るべし、是を以て、之を合併し、單に集治監と云ふの一款に編入整理するときは、編製上、統一するの利便あるのみならず、互に、流用支辨し、過不足を補償し得るの便益あり

三、内地集治監のみ、内務省の直轄となし、北海道に在るものを、省除するの理由なし、既に、今日の勅令にて、集治監を、内務大臣の監督とする上は、北海道に在る者も、亦、内務省の監督に歸せしめざる可からず、拓地殖民の理由を以て、道廳の主管に屬せしむと謂ふと雖も、今日に在りて、既に、其の弊を曉りたる上は、最早、道廳の手に委するの必要なきは、無論なり

予輩は、以上の理由に依りて、今般、官制改正の美舉に出でたるものと信ず、その臆測の當否は、姑、措きて、茲に論せざるも、何か故に、今一步を進めて、各分監を廢し、特立の集治監と爲さしめざるかを疑ふ、北海道の道途遠隔にして、本分監の間、往復通信の便、極めて悪しく、各分監を巡視するにも、多數の日子と、困難を経ざる可からず、殊に網走の如きに在りては、集治監(本監)に出づるよりも、却りて、内務省に出づる方、便利にして早しと謂ふ、斯の如きの實況なるが故に、不知不識の間、監督不行届となりて、統理の實を舉ぐることはざるべし、加之、改正官制に依りて、之を観るも、典獄事故あるときは、上席分監長、其の事務を代理すべき旨を、規定しありと雖も、全く實際に適合すること能はざる法文にして、若、典獄の事故生じたるべきとき、上席分監長は、直に、樺戸本監に赴かざる可からず、然るに、分監は、何れも、皆、道途僻遠の地に在るを以て、之が爲め、數週日の往復日數を要し、偶、到れば、既に事故の息みたる後か、否らずば、僅に、二三日間の滞在に過ぎず、之が爲め、分監長も、亦、分監長代理を置かざる可からず、斯の如きの弊、蓋、内務省にても、夙に觀る所ありたるならむ、知りて容易に之を改むる能はざるは、別に深因なくんばならず、我が輩、その深因如何なる邊に潜めるかを知る能はずと雖も、早晚、是等の改正を要すべしと雖も、決然今日に於て、斷行するの勇なさを惜む、希くは、その官制改正の利便と、一面十全なる改正を施す能はざるの不便とは、共に將來の集治監に於て、之を観察し、是非の評言を分たむ、全道に在る當局者は、少なくとも、官制改正の理由のある所を詳悉し、改善に銳意なるの熱心あらむことは、我が輩の茲に保證する所なり

●集治監典獄の特別任用法

若、監獄官吏をして、一の特殊行政官となさしめば、集治監典獄は、多年監獄に練熟したる者をして、當らしめざる可からず、一面、廳府縣典獄をして、將來榮進の希望を繼ぎ、一面、監獄行政の特殊を顯はし、他界の濫入を防遏するの意、該任用法に於て、十分知悉することを得むか、當局諸氏、努むる所なかる可からず、努めて、實績を挙げよ、自、榮進の道あり、予輩誠に、該任命の發布を、喜祝せざるを得ず

●監獄衛生

時今や將に、三伏の炎渦中に入らむとし、病魔來侵の處あり、本年は、種々の關係よりして、病軍の襲害招來すべしとせば、監獄醫たる者、開如として、脈治をのみ、專とすべき秋ならんや、日々食糧、作業の關係、排泄物に對する注意等、一として、當然監獄醫の職責に屬せざるはなし、余輩、今にして、之を囑々するを要せず、唯、茲に一言する所以のものは、若、万一にも、不幸にして、病軍の監獄に襲入することあらば、監獄醫の一大職として、之を訴へざる可からざるに在り

雜 錄

●北海道集治監

(内務省の直轄となる)

斯ありたしと望みし、北海道の集治監も、今は、内務省の直轄の下に歸したり、元來、同集治監は、内務省の直轄なりしか、明治十九年、官制改正ありし際、北海道廳の管轄となり、前後十年の久しき間、殆、繼子視せられ、否、里子となりしもの、今や實母の許に復歸したり、彼か、從來の生育發達如何は、克く人の知る所、尙、將來に在りては、益、健全に、益、敏達に成長し、世の趨勢に伴ひて、自立自營の基礎を定め、進化せんことをのみ希望す、若、夫、何時迄も、繼子風を脱却せざるか如きあらば、斯道の爲め、又、何をか云はん、余輩は、只管他日の成長を待つものなり

●集治監典獄特別任用令

(前途多望勉むへし勵むべし)

諸府縣典獄、又は集治監分監長にして、滿三年以上奉職し、現に其の職に在るものは、別に試験を用ひず、

とを

●警視廳典獄の特別任用

(當然のことなるべし)

警視廳典獄に限り、是迄特別任用なきは、其の何の意に出てたるか、常に怪訝の念を懷き居たりしか、今般集治監典獄、特別任用令と同時に、發布されたるを見れば、別に、因由ありての故にはあらざるべしと云ふ

●集治監の位置名稱

(別に告示を要せず)

改正の集治監、假留監官制第一條に、位置名稱は、内務大臣之を定むとあるを以て、更に告示にても、發せらるゝかど云ふに、此の度の改正は、内地と北海道との、集治監を合同したるに過ぎずして、位置名稱等に於ては、變はることなきか故に、従前の儘にて、別に告示等は、發せられずと加附けり

●在監人の臥具

(毛布を用ふるを便せず)

監獄則には、在監人へ、貸與の臥具は、蒲團とあるを以て、暖國杯にては、往々不便ありし趣なるか、過般

集治監典獄に任用せらるゝこと、はなりぬ、近來、監獄の事、沈靜聲なきに際し、轟然斯る勅令の發布ありしは、實に思の外に出てたる所にして、實務家の歡讀するものたるや、疑ひなし、抑、集治監典獄の職務たる、憚惡奸暴の匪徒を、制馭感化するものなれば、經驗と熟練との兩者を併有し、治獄の蓋與、行刑の眞理を、領得したるものに非ざるよりは、克く其の實を揚ぐるものと能はざるべし、而して、斯る人物を得んとするには、斯る特別例を設けて、有爲達識の士を、拔擢せずんばあるべからず、若、夫、警部長、郡長、若しくは、參事官の如き、縁遠きものを任用するか如きは、予輩の、最、不可を唱ふる所なり、且、又、典獄の職務たる、其の性質上、終身官とも爲すべしものなれば、之を遇するにも、亦、其の主趣を以てせざるべからず、故に、永久其の職に安せしめ、身を以て、監獄と共に終はるの希望を、喚起せしむるか爲め、斯る昇進榮達途を開かれたるこそ、誠に當然のことなれ、請ふ、諸府縣典獄、及、分監長諸士よ、諸士の前途は、實に多望、多幸なりといふべし、層一層の精勵、斃れて止まざるの精神を以て、他日の成效を期せられんこ

九州典獄協議會の結果として、鹿兒島縣より、在監人へ、貸與の臥具は、毛布とし、差支へなきかどの伺に對し、差支へなしとの指令ありしとか聞きぬ、毛布は檢束紀律の上に於て、蒲團に勝ること多きは、云ふ迄もなきことにして、其の費用の點に於ても、保存修理に注意せば、却りて、經濟に涉るものならん、各府縣ども、事情の許す限りは、毛布に換へらるゝ方、便利なるべし

●御紋章并に勅語文のある書籍に就きて

(其の取扱を鄭重にすべし)

在監人看讀書籍中、御紋章、又は詔勅文のあるものは、最、鄭重謹嚴に取扱はしむべきは、當然なるも、往々見聞する所に依れば、板間、土間、臥具の端等、處嫌はず、放置して、恬然意に介せざるものありとか、予輩素より、之を信せずと雖も、斯る書籍に就きては、其の取扱方を訓諭し、苟も足許杯へ、置かしむることなく、一定の高棚等に裝置せしめ、之を繕くの際に在りても、相應の敬意を表せしめ、之を繕くの際國体の如何、臣民の本分を訓教して、改善感化の資と

なすべし、若も前に云ふか如き、取扱のありとせば、常に、在監人其のもの、不敬に止まらずして、其の責や、之を檢束する吏員に在りど云ふへし、殊に、在監人に直接する看守長、看守は、最、其の點に注意あるへきは、勿論なりとす

●警察署の監獄事務

(典獄の注意を望む)

警察署留置場にて、拘留其の他、短期の刑を執行するに就きては、其の身上に關する書類帳簿等は、全然監獄と、同様の種類のもの、整備せざるを得ず、然れども、警察事務と、監獄事務とは、大に、趣を異にする所あるを以て、之に不馴れなる警部に一任し置くときは、其の完成を期すること難し、之等は、時々典獄に於て、警部長と協議し、且、典獄巡視の際に在りては、各警察署長に注意して、十分整理の實を挙げしめざるを得ず、典獄の警察署巡視の用務は、蓋、此の如きもの、其の主たるものなるべし

●監獄課長の新任

(此の度は如何に)

柿木原氏、茨城縣典獄に榮轉せられし、後任として、

中には、看守の紀律嚴正一様ならざるの點あり、或は、典獄の訓達に就きて、其の本旨の在る所を解せざるものあり、自己の管守に關する器具の數、不明なるあり、甚しきに至りては、門戸の鍵、鎖鑰さへ、其の數不明に属するあり、是等は、看守の訓授事項として、當局者は、時々注意を促し、決して、不問に附し去るべからず、兎に角、看守の動作をして、一体ならしめ、紀律をして、嚴正ならしむるの方法訓授より、他に良策なかるべきを以て、最、茲に意を注がれたし

●刑事被告人の敬禮

(當事者の考案如何)

獄務概則に、在獄人には、号令を以て、凡て一齊に、敬禮を施さしむべしとあるより、刑事被告人も、亦、此の中に含蓄すべきこと勿論なりと雖も、此の無罪純白の良民は、悉く在房し居るものにして、個々別居するを以て、一齊に敬禮せしむるが如き、紀律の保持を期せざるに似たり、加之、強制的に、之を行はしむるが爲めに、却りて、間々貴顯紳士の、在房したる者の感情を傷ふことあり、此の号令を施さざればとて、敬禮を爲すこと明かなる以上は、一層、刑事被告

警務課勤務の内務屬浦太郎氏、監獄課長を命ぜられたり、此の度は、どうか永續あらんやと、斯道の爲めに、望みて止まず

●北海道集治監の引續事務調査

(本省よりの出張)

官制改正に對し、引續事務の調査として、監獄課僚坪井印南兩屬、庶務局會計課僚三名と共に、同道へ出張せられたりと云ふ、引續事務に就きての調査は、如何なる事項なるかを知ること能はずと雖も、此の好機會に投合し、精密に査閲の上、舊弊を一洗せらるゝは、誠に、至當のことなるべし、若、此の際、放棄緩漫、從來の成り行きの儘に爲し置くときは、何れの日か、因習を脱するを得ん、出張諸士の勞、予輩の推察する所なり、諸氏請ふ、萬難を排して、瘁心努力する所あり

●看守の訓授

(訓授をして嚴正ならしめよ)

各府縣とも、看守の訓授に就きては、怠りなく、日々交代の際、爲し居ることならむなれども、訓授其の法を得ざるか、但は、之を遵守せざる者の罪に依るか、

人に對しては、此の例外と爲したる方可ならむ云々と、某治獄官は語りぬ、實際、當事者の考案は、如何のものにか

●工場看守の注意

(慎重なる看守)

工場受持の看守の机卓を觀れば、日科表散亂として、秩序を亂し、加之、私用の刃物鐵器の類さへ、紛然として、所を亂し、恰、亂暴書生の卓上に於けるが如し、若、この鐵器の類、一品なりども、紛失したらむには、如何あらんか、思ふに、此の邊には、一向無頓着ならむ、假令、戸締ある工場にして、罷役後と雖も、刃物鐵器の類は、公私を問はず、總て、留存し置かざる注意こう望まされ

●監獄構内に物品を放置する勿れ

(注意一件)

獄務概則にもある如く、梯子踏臺の類は、各、錠前を付し、容易に持去ること能はざらしむること、必要にして、且、又、此の精神より推して見るも、柵板等にある樹木の榮登し得るに便なるものは、宜しく、之れを伐採し、蔓藂の類をして、板塀に纏繞せしむるが如き

こと勿らしむること、最、戒護者の注意を要するなり

●身分帳中視察表の記入

(視察表を利用すべし)

或地方にては、間々身分帳中、視察表の記入洩をなす所少なからず、是は、全く他表の如く、精細なる記載例を示さざるに依るならむ、なれども、既に、故獨逸顧問に依りて、研究せられたる幾多の治獄者諸士は、今更改めて、内務省より、其の記載例を示さざればとて、記載事項は、全然知らざる譯にも非ざるべし、固より、該視察表中には、視察したる主要の事項を掲ぐべきものなれども、今、其の一例を擧ぐれば、懲罰を假免したる場合、または、一時懲罰執行を猶豫したる場合、其の他、偽善者、若しくは、真正の悔悟者なるか、平常の行爲如何、役業の勉否、教誨の聽聞等をも、須く明記し、彼の幾多在監人を、監督する典獄の唯一參考となるものにして、之なくんば、典獄も、亦、賞表授與懲罰の判定等を爲す際、別に、據るべき憑書なかるべし、固より、是等の場合には、調書等あることなれども、平常の行爲よりして、處分すべきも

のなれば、必しも、當時の調書、若しくは、看守長の申出に依ること能はざるなり、斯の如くして、始めて、視察表の目的を達したるものとこそ、云ふへけれ、云々と、其の筋の人は物語られぬ

●新入室、放免房

(誤解する勿れ)

新入室、放免房の効能に就きては、屢、本紙上に顯はるゝ所にして、實務者も、既に熟知の事ならむ、なれども、今、尙、實行に踟躕する所あるが如し、偶、實行したるものは、大に其の意義を誤解し、數名一房中に拘禁して、得々新入室、若しくは、放免房たることを誇る、故ゼーバッツハ氏に對し、愧死するなきか、此の室房の得所とする所、分房にして、始めて既往を鑑み、將來を警省するの念慮を發生すべきことは、故顧問の、最、力を盡くして、講述したる所ならずや、われ、誤解の諸氏、知るや知らずや

●看守長の教習方

(某當局者の意見)

看守の教習科目を觀るに、多くは、刑法、獨逸監獄法日本監獄則と、科目別けたるが如し、是、恐くは、

監獄官練習所の流亞を襲ひたるものならむ、然れども、管見に依れば、(某當局者の言)典獄、書記、看守長の諸氏は、既に、十分の教育もあり、且、上長官なるを以て、斯の如く、類別して、教授するを必要とするも、看守等に在りては、寧、鄰近の實例を採り、最、理會し易きを、本体とすへきを以て、學科別けと爲さず、打して一團となし、遇囚法を講ずる場合に、或は刑法の衣食剝去の條項を説き、或は獨逸法の職務的實際を述べ、逃走の場合には、刑法の條文を引援し、武器使用法を參へ説き、恰當の實例あるときは、參考として述べ、專、看守をして、理會せしめんことを務むべし、徒に、法理に涉るが如きは、其の本意に非ず、斯の如くせば、二ヶ月の短日子と雖も、或は、適當の看守を作成するに難からじ、是につけても、看守の教科用書となるべきもの、乏しきこそ、遺憾なれ

●懲罰の判定に就きて

(判定欄内に月日を記入せよ)

犯行あれば、必、懲罰あり、犯行と懲罰との關係は、恰、電光石火の如くなるべしと爲さば、身分帳懲罰表中、執行日は、少なくとも、看守長申出の日と、同じ

きか、若しくは、一日以内たらざる可からず、然るに、事之に反し、數日を費やすか如きことあるは、變体なり、是等の監督を嚴にせんが爲めにも、典獄の判定を與ふべき所には、月日を記入する方、便利ならむ、固より、是は、記載例には、漏れたる次第なれども、其の筋の意見も、之に外ならずと聞きぬ

●科程工錢の調査

(慎重に意を用ふ)

日課表を調査し來たれば、毎々誤記の塵を發見すること少なからずと云ふ、固より、囚人の工錢のことなれば、些少の相違ならむも、權義に關すること、重大なるを思はゞ、三たび思を茲に致し、隨分慎重に、注意ありたきものなりと、某者は語りぬ

●九州典獄協議會議決案 (接前號)

第二號案

三池渠治監提出

第一 明治二十五年、大分縣にて開きし、議決に係る司獄官稱呼法を、左の如く改正する事

- 一、知事に對し、及、在監人に對する稱呼法は、従前の通
- 一、列任官以下より、典獄に對しては、典獄殿と呼ぶ事
- 一、列任官より、課所長に對しては、課長、又は、何課長、何所長と

は非ざるか、病氣にも依れるも、半數以下の勤務は、悉く塗抹するは、下を御するの道に於て如何

第十九 價食費者の調査は、通常食と、優遇者の計算は、實費額を以てするが、或は之を區別をなすべきか、其の當否如何

決 實費額に依り、計算する

第二十 看守貸給用品にして、保存期限あるものを、紛失せしめたるときは、保存期限の残額に應じて、賠償せしむる事

決 原案

第二十一 賃働業の工賃は、一時間工賃に算出する事、但、看病夫を除く

決 一時間、工賃に算出する事

第二十二 九州連合典獄會議を、三池假留監聯合區域と定むる事

決 従前の通

第二十三 二十歳未満の四人には、休役時間内、毎日三十分間、教育を加ふる事

決 各縣通宜

第二十四 傳染病、或は飲食物中毒、其の他の事變に依り、著しき病患者を生じたるときは、病名、症狀、及、原因、經過、療法、並に其の年齢等を、通知する事

決 原案

第二十五 病囚を、他管に押送するときは、病種、經過、及、療法等を詳記し、通知する事

決 原案

第二十六 所持品、衣類雜品の區別を、一定する事

決 各縣通宜

各縣適宜との決議は、實に、惜むべきの極、如此事は、一日も早く、一定せられたし、已に佐賀縣にては、實行し居るにあらずや、一投足の勞、治獄の体面を保つこと幾何ぞ

第四 授業手の服装を一定し、自費にて調製せしむる事

冬服は黒地、夏服は白地とし、地質は、適宜とす、製方は、詰襟の背廣にして、鈕は一つ掛とす

帽は、獨逸形に倣ひ、前章は、*形の白絹を付するものとす

決 原案

爰に、斯る好決議あり、爰そ前者に限り、踟躇せらるるか

第五 看守雨天にあらざるべき、外套を着したる節、帯剣は、(帯革とし)外部を露はすか否かを、一定する事

決 取消

第六 授業手の禮式は、警察禮式に準據せしむる事

決 各縣通宜

第七 號令を以て、在監人に禮式せしめたるときは、官吏は、舉手して答禮する事

決 従前の通

昨年東北の會に於ける宮城縣の決議は、舉手に決せしも、本年の静岡縣の會にては、此の目に變更さる、素

決 原案 差別派沛付

第二十七 看守懲罰内則を、一定する事

決 本案を標準とし、可成實行する

第二十八 就役患者の塗布薬、又は、點眼薬は、其の都度、患者表に記載する事

決 原案

第二十九 囚人服制中、(屏禁獨愼)及、處罰後、一週間、体檢検査を施行する可否如何

決 當分各縣通宜と爲す

第三十 監獄費の費目を、一定する事

決 従前の通

第三十一 看守、及、女監取締、押丁の定員は、一年度中、据置の事を、主務者へ、經伺する事

決 三ヶ月の平均人員に依り、増減を爲すを、主務者へ經伺の

其の便なるや明かなりと雖も、教習生の處にて述べし如く、在監人の基礎たる一事よりして、許可せられざるものならん、聞く所に依れば、本間に對し、經伺せられたるも、不認可となりしと云ふ

第三十二 女監取締の服装を一定し、來年度の縣會に、付議する

服髪は、看護婦の服に倣ひ、冬服は黒地、夏服は白地とし、地質は適宜とす

より然らざるを得ず

第八 囚人監房の數座は、裏を付するか否かを、一定する事

決 大分縣にて決定しあるに依り、取消

第九 在監人食料の關、掃除夫、食糧六合、七合、八合に一定する事

決 在監人食糧表の關、八合の部へ、掃除夫の一項を加ふる

第十 減食執行中、又、減食に處すべき犯則者あるときは、獄醫の診斷を経て、引續き、之を執行する事

決 従前の通

第十一 囚人敬禮法、(客年宮崎縣にて決議)の號令は、右の如く改正し、並上の敬禮は、廢止する事

一、氣を附け

二、禮

三、元

第十二 名籍原簿中、体量の記載方、(客年宮崎縣にて決議)は廢止し、別に、適宜調査する事

決 従前の通

第十三 囚人身分帳中、体量の記載方は、實目に一定する事

決 原案

(以下次號)

万国監獄會議小河氏通信

派遣 委員 小河氏より、警保局長へ宛たる前回の報告中、佛國

内務省監獄局、及、高等監獄會議の組織に付、別紙參考迄に、拜呈云々ありたるもの、到達したれば、茲に、之を掲ぐ、但、佛國內務省監獄局組織の詳細は、明治二十二年十二月の發行に係る、本會雜誌第二十二號に載せられたれば、參考せらるべし、又、全國監獄會議の事は、明治二十二年十月出版に係る、小野田警保局長の著、泰西監獄問答録第四章第十三項に載せられたれば、參考の料にとて、之を本文の末尾に載せたり

佛國內務省は、局を分つもの五、曰く縣治局、曰く衛生局、曰く監獄局、曰く會計局、曰く警保局、是なり、全國監獄に關する中央事務は、監獄局にて之を統理す、局は分ちて、之を五課となす、監獄官吏の進退、會計、及、豫算支出の監督、統計、アルゼンチン殖民地の監獄に關する事務、取監事務、及、往復其の他の諸務は、第一課の主管とし、短期刑の執行事務、拘留監、及、懲治場の事務、及、假留監に關する事務は、第二課の主管とし、重罪監、及、癡狂院に關する事務は、第三課の主管とし、特赦、仮出獄、及、其の他の出獄に關する事項、並に、不良幼年者の教育に關する事務は、第

四課の主管とし、巡閱、押送、及、相視調査に關する事務は、第五課にて、之を主管す

監獄局の外、別に、監獄高等評議會ありて、内務省中に、之を開く、權限上、該會と監獄局との關係は、恰、我が中央衛生會の、衛生局に於けるか如きか、委員は、選舉に出づるものと、職務上に由るものとの二種類あり、内務大臣は、職務上該會の議長となり、檢事總長、セインヌ縣知事、警視總監、憲兵司令長、縣治局長、及、警保局長は、職務上委員の一員たるものとす、議長を除くの外、總、三十一人の議員あり、内九人は、元老院議員、衆議院議員、同しくまた九人あり、參議院議員二人、大審院評定官一人、技師二人、醫師一人、省、官選に係る、副議長は、互撰とし、現任副議長は、元老院議員ラフヘー、ルーセル氏之に當る、監獄新

第五項 監獄會議

第十四條 監獄會議は、毎歲開設するか、果して然らば、其の議員、及、議長は、何人なるか、其の評議

●第四回通信(警保局長へ)七月十一日到着

する事件、及、其の評議したる決議の効力如何
(佛)内務省中に、監獄上等評議官を置き、其の員四十三名にして、内十六名は、專任官、其の他の二十七名は、上院議員、學士會員、舊官吏、若くは、現官吏、舊判事、若くは、現判事、著述者、放免者、保護會社員中より、内務大臣之を撰拔す

内務大臣は、議長たり、同大臣不在の時は、内務次官は、代りて議長となる、次官不在の時は、副議長代はりて、議長となる

副議長は、議員中より、一名を撰舉す、其の任務は、監獄一切の疑問を評議し、其の決議を、内務大臣に申報し、殊に、分房監獄法施行の疑問を評決す
該決議は、單に、監獄事務を補助するのみにて、必しも施行す可しと命ずるの權なきものとす

(白)其の制なし、前項の監督、及、巡察使ありて、監治の進歩を求む

(普)三ヶ年に一回、全國の獄吏、中央局に集會す、然して、議長は、其の會員の中より精撰し、總、監獄内の行務に關したる事件を議す、本會に於て、議したる決議は、大に効驗あるものとす

拜啓、閣下、益、御清康可被爲在、奉敬賀候、隨ひて、私儀、爾來不相變、瓦全罷在候間、乍憚御省慮可被成下候、先使申上候通、會議開會までは、議事に關する準備の傍、佛語學研究に従事致し居り候間、終日相應に、多忙を感し、未、二三回、監獄局長を訪問致し候外、何へも參り不申、監獄實際の視察は、退て會議開會の前後に於て、相試み可申積りに有之、監獄局長に於ても、右様致し候方、諸般の便宜、尠なからざるべしとの意見に御坐候、兎に角、兼て御含み下し置かれ候通、當國にては、取調向すべて、通譯の力を必要とせざるを得ざる次第、誠に、隔靴搔痒の憾に堪へざる義に有之、せめて、各地方監獄巡回の頃までには、通譯の力に倚らずして、獨力、以て必須の用を相辨じ候様、語學の研究を、利用致さしめたるものとの非望を懷き居り申候段、御一笑可被下候、先使にも、一寸拜陳致置き候通、當國、警視總監、並に、監獄局長とも、何れも、閣下御巡遊の頃、勤務致し居候人物とは、別人に有之、殊に、監獄局長の如きは、近く昨年末に於て、或地方長官より、轉任候者とのみに御坐候、然

し、監獄局員の如きは、課長始め、何れも十數年來、勤績のものみにて、第一課長を除くの外、他の四課長は、すべて、多年勤績の廉を以て、勳章をも有し居り候程に有之、此の點は、誠に欽羨の至りに奉存候、歐洲にて、官署向の組織、すべて簡便にして、従ひて、人を要するおと、極めて少數なるは、如何にも浦山しき次第に有之、過日も、監獄局長訪問の節、語次此の事に及び候處、局長の曰く、冗員の淘汰、固より、之を急務とせざるべからずと雖も、唯、漫に、吏員の少なからんことを求むるは、美事に非ず、徒に、組織を簡便にし、漫に吏員を減少せしめたるの結果、我が國にては、獄務の上に、將、すべての他の行政事務の上に、言ふべからざる弊害、及、困難を感じつゝある場合に、遭遇せり、殊に、獄務の如き、何を言ふにも、先、第一に、必要を感じるは、人にして、其の人は、即、適當の員數を以て、之に具備せざるべからず、若、夫、監獄をして、器械的死物と、同一のものならしめば、即、止まん、苟も、心靈的活物、而かも、最、敏活なる智腦の働きを要するものなる以上は、限りある人力、争でか少數、能く以て其の効を奏するを得べき、器械

雜

錄

的死物、例は、汽車に就きて之を言はん、汽車は、苟も相當の馬力を起すに足るの石炭だに、供給せば、一、二少數の運轉手を以て、能く幾千萬磅の重量を載せて、之を幾千里外の遠きに、致さしむることを得んも、治獄のことは、之に異なれり、建築如何に完整を得るも、制度如何に善美を盡すも、人にして、適當の智能と、適當の員數とを備ふるに非ずは、之を如何ともする能はず、司獄官吏の監獄に於ける、恰、汽車に於ける石炭と、運轉手と、一身兩様の働きをなさざるべからざるが如き關係を、有するものにあらざるなきを得ん、滔々たる世人、動もすれば、比年頻に、再犯の増加するを見て、之を治獄の責に歸せんとす、何ぞ、夫、石炭を供給するに吝にして、漫に、汽車の遅緩を咎むるもの、類にあらざるなきを得んや云々、之を要するに、當國にては、殊に、監獄官吏の如き、大に其の必迫を感じつゝあるもの、如くに有之、兎角物動もすれば、極端に流れ、中道を得るの困難なるは、何處も同じこと、相見申候、尤、官僚の少數に失するを憂ふるは、何れの官廳も、皆、同邊のこと、相見に、此の頃、接手の本年五月十五日付、司法大臣より、大統領閣下にて、

提出せし所の年報（千八百九十二年、即、我か明治廿六年間に於ける司法事務の成績）にも、比年、頻に犯罪者の不明、失踪、證據湮滅等、要するに、犯罪あるも、之を起訴する能はず、又は、之を起訴するも、無罪となるもの、増加するの現象を見るに至りたるの原因中、其の重なるものとして、即、憲兵、警部、巡查等の不足是なりとの一節も有之、尙、之を説明して曰く、憲兵の數は、千八百六十年には、總數一万八千六百三十四人なりしが、千八百九十二年には、總數僅に二萬〇七百六十二人に過ぎず、然るに此の年限間、人口は、千八百六十年に於ける三千二百萬より、漸次遞加して、三千八百万の多きに達し、檢事局に於ける刑事事務は、實に、二倍以上の繁を加ふるに至り、此の間、憲兵の職務は、漸次他の行政事務を以て、之に加重せしめらるゝこと、益、多きを致し、終に彼をして、刑事に專注せしむる能はざる場合に遭遇し、加之、都府に於ける、巡查の數は、人口と相比例して、三十二年間に、其の三分の二を増加するに至りたりと雖も、警部は、即、千八百六十年に於て、總數千九百八十一人なりしもの、千八百九十二年には、殆、其の

雜

錄

半數を減じて、千〇四十八人となるに至れり、將校なくして、兵を行るを得ば、戰も、亦、廉價を以て、之を購ふを得べしと雖も、如何せん、文明の進歩は、未、尙、能く此に到達する能はず、（此の一句は、私製の風景物に御座候）卒を増して、將を減ず、其の効を期する能はざるは、明らかなり、云々、又、該年報に由れば、累年不起訴（無罪失踪、不明等に由り、すべて、起訴する能はざりしもの、總括す）の件數の増加すること、意想外にて、即、其の數、千八百八十八年には、二十四万四千九十九件、次の八十九年には、二十四万五千九百三十五件、翌九十年には、二十四万三千五百十五、其の翌九十一年には、二十五万二千二百五十、當年、即、九十二年には、二十八万三千六百八十八件の多數に、増加するを見るに至り、其の内、殊に、犯罪者の發見せられざるが爲めに、起訴する能はざるの件數、最、著しく、遞加するの現象なり、即、最近五年間に於ける調査の結果、七万六千三百五十九件（千八百八十八年）七万八千四百八十六件（八十九年）八万〇〇九十五件（九十年）八万三千〇七十五件にして、九十二年には、殆、九万件、即、八万九千二百六十二

件の多きに昇騰せり、就中、竊盜事件に於て、其の最、著しき増加を見るもの、如く、即、八十八年に於て、五万九千九百四十三件なりしもの、九十二年には、七万一千百〇二件に達し、之を要する犯罪に於ける不起訴の割合は、實に、總數の百分の四十を占むる割合に、該當する由に有之、一驚任り候、かくては、隨分犯罪も、増加し得らるべき筈と、被存候、尤、伊太利にては、此の割合百分の五十、乃至七十五に該當すると申すことに有之、是に至りては、益、喫驚せざるを得ざる次第に御座候、犯罪は、恰、博奕の如く、負くることもあれば、また、勝つことあり、犯罪をして勝つこと、即、苟も免る、ことを得しむるあるの間は、到底、犯罪を根治する能はずとは、斯道先輩の斷言する所に、有之、かく犯罪の半數までは、苟免を得ると云ふの有様に候は、誠、割の善き商法なりとの確信は、愈、益、彼、犯罪種族の腦裡に、深く印象せしめ候こと、寒心の至りに候、右、失踪者多數に趣くの原因に就きては、憲兵等、不足の外、尙、其の重なるものとして、例の不逮捕審問の制をも、數へ申候、即、此の制は、成るべく、被告人を、拘禁せざる主義より、唯、召喚

狀を發して、被告人、自、取調を受くるが爲めに、指定の時日までに、裁判所に出庭せしむるものにて、佛國にても、近來追ひ、此の制を實行すること、多數なる由に有之、之が爲めには、獨、人身の自由を、保護するの旨意に適するのみにあらず、尙、又、費用の上にも、莫大の節約を見るの利益有之、即、此の簡便法施行の結果として、前年被告人一人に要する裁判費用、平均二十二「フラン」なりしもの、今日にては、平均十三乃至十四「フラン」に、降下致し候由に御座候、然るに、一利一害は、數の免れざる所と、相見え、一方には、また之が爲め、犯罪者の失踪を、容易ならしめ候こと、誠に、遺憾の至りに候、司法大臣は、右、報告に於て、近來當局者が、此の制を濫行するの傾きあるを、攻撃致し居り申候、蓋、方法其れ、自の罪にはあらずして、適用其の宜しきを得ざるの致す所と、被存候、尙、又、司法大臣は、此の報告に於て、比年犯罪殊に再犯數遞増の現象を以て、之を裁判官陪審官の措置に歸し、大に其の寛大の方針を痛撃し、其の餘憤多少監獄にも、ね鉢が相廻り申候、即、近年佛國に於ける裁判官、殊に、陪審官の意向は、兎角重刑、即、

長期の自由刑を、嫌避するの傾きにて、漫然短期刑、又は、罰金を適用すること、多數にして、犯罪種族の習慣的(又は職業的)なると、偶發的なるとには、餘り重きを置かざるもの、如く、之が爲めには、習慣的犯罪者は、常に、揚々として、其の惡運の萬歳を、謳歌候どのに候、佛國にては、今を距ること十五年前、即、千八百八十年には、被告人總計十九万九千六百三十七人の内、一年以上の長期刑に處せられたるもの、五千七百五十五人なりしが、千八百九十二年には、此の數、被告人總計二十四万八千五百三十七人の内、僅々四千百人の少數に止まり、餘は、皆、一年以下の短期刑と、罰金とのみに有之、殊に、罰金の處刑は、著しき暴加を見るに至り申候、短期刑濫用の弊は、獨、佛國のみに無之、我か國なごにても、最、此の點に當局者の猛省を促したきものに御座候、尤、右、司法大臣の意見にても、敢、漫に、嚴酷主義を取りたしどの企望にも無之、要は、第一犯罪者の習慣的なると、偶發的なるとを識別し、習慣的犯罪者に對しては、裁判上、及、治獄上、最、嚴重假借なき主義を取りたしど云ふに有之申候、又、佛國に於ける重罪被告人の人口に對する

割合は、人口一人に付、被告人一人に該當候どのに有之、此の報告中、最、奇異の現象として見るべきは、裁判所附公吏、例ば、公證人、執達吏等の種類より、犯罪人を出すことの、非常に多數なるの一事に有之、即、千八百九十二年の調査に依れば、此の營業者の總數八千九百十四人にして、此の内より、重罪犯者を出だすこと、其の數三十九人に達す、即、一万に付、四十三人の割合、之を一般人口の犯罪に比すれば、四十三倍の多きに該當致し申候、我國なごにても、裁判所公吏には、多少の弊風有之候哉にも、聞き及び居り候へ共、まさか、斯くまでに、甚しく有之まじく、未、陰雨せざるに、之を網纏するの工夫、專要と被存候、又、被告事件、無罪免訴の割合は、無罪に付、百分の二十七、輕罪に付、百分の七に當り申候、是を以て見れば、裁判上の方針、重罪に寛にして、輕罪に酷なるが如くに相見え申候、此に、又、一の最も面白い現象と申すは、無罪免訴の割合に付、男女の間に、著しき差異有之、此の差異は、近年に至り、益、其の甚しきを見るに至るに御座候、即、此の割合は、千八百五十六年乃至六十年の調査に由れば、男子の無罪

となるもの、其の被告人總數に對し、百に付、二十三人、女子同じく百に付、三十三人なりしも、千八百七十六年乃至八十年には、男子百に付、十九、女子百に付、三十五となり、最近、即、千八百九十二年の調査にては、男子百に付二十三、女子百に付五十二の割合と相成り申候、尤、是は、重罪事件のみに就きての調査なり、女の有てる當地一般の風俗は、其の影響を、犯罪人にまで、及ぼさしめ候事と相見え申候、御一笑可被下候、尙、追々取調べの結果、御報道可申上候へ共、右者御伺旁、不取敢申上度、如此に御坐候、恐惶敬具

六月六日

巴黎にて 小河滋次郎

小野田局長 閣下

二白、當節は、閣下別して、御繁務爲在候由、近着の新聞紙にて、承知仕候、折角爲國家、御厚養專要に、可被遊奉祈候

別記は、五月三十一日巴黎發、七月八日到着せし私信なれども、參考の爲め、茲に掲げぬ

中は、何れも、小野田局長か、當地へ巡回せられたる頃の人物其の儘との事に候、悪く申せば、腐敗の恐れ可有之候へ共、亦、本邦の如く、極端に、頻々、動くものとは、其の利害、智者を俟たずして、分明なるへし、貴書と同時に、時事新報、日本新聞等、數葉接手仕候、發送人の誰れたるを知らず、然し、日本新聞は、印南君の嗜好物ゆゑ、或は同君の好意に出てたるものならん、勘定仕候、若、當つたらば、御厚情感謝の至に候、新聞と、友人との手紙は、愉快のものなし、小生は、會議終了後、凡、一ヶ月間計りは、當地又は、自耳義に滞在致し、八月上旬に、獨乙へ參り申し度心算に候、神谷君、大人逝去の由、哀悼の到りに候、何れ御悔み狀差上可申候へども、自然御序もあらは、宜敷御傳聲奉願上候、當地にて、一寸小生等の目に立ち、奇觀なるは、婦人の髭のあるよし、是なり、

○君の髭位は、多くの婦人に見る所なり、是は別にハヤスと云ふ譯にあらず、剃れば濃くなつて溜らぬ故、剃刀を入れぬか爲めなりと、老人に於て、殊に多く見る所なり、一番面倒にて、然かも一番閉口するのは、襟どカフスとの白いのを用ひねばならぬことはな

拜啓、昨日公使館に參り、三通の貴書に接手、無上の快樂を以て、拜見仕候、先以、益、御清榮奉賀候、此の中、歸朝の友人に托し、佐野君へ、一書拜呈候處、此の手紙に前後して、御入手被下候事と奉存候、香港以來、すでに數回諸兄へ宛、下らぬ兼言御通信申上置き候處、此の内には、或は坪井君の名宛にしたるあり、又は、笠井氏の名宛にしたるあり、笠井氏へ宛てたる分は、或は同氏轉宅後に、到達致し候爲め、御開封被下候はずやと、懸念致候、佐野君へ宛、發信後、未、日數も経過せざる故、別に是と申して、善き材料も無し、失策談は、活き人形の見せものに於ける時位の事に候、先便には、獨乙の「クローチ」翁も、會議に出席する杯申上置き候處、是は、當地の内務省にて、傳聞したることを、其の儘、御報道致したる次第にて、昨日接手したる同氏の書面にては、ドウチャラ、同氏は、出席無き模様にて御座候、課長の位置か、餘り頻々動くは、妙に無之、是では、誰しも、眞面目に、尻か落ち付き申す間敷と存候、當地監獄局の吏員などは、殆、終身官にて、各課長などは、數十年勤績して、之か爲め、何も、勳章を買ひて居る位の事に候、此の課長連

り、其の日稼きの乏しき生活を營む下等社會にてても、襟どカフスと丈は、純白のものを用ひ居ること、實に不思議なり、洗濯代のかゝるには、實に、困却仕候、烟草は、高いは、大高の頂上に有之候へ共、何分禁烟の戒は守られ不申、相變らず、吹かし居り申候、兄等も、烟草丈けは、決して止めならざるまじく候、東京は、今年流行病蔓延の恐れあるよし、折角御用心專要に可被成候、後便には、當地監獄の實況、即、眞面目の事と、又、珈琲店の實況と杯、御報導可仕候、ハ、奇々妙々、實に人の意想の外に出つるものあり、此の實況を見れば、是にて、文明國都の實況は、相知れ可申候、併、我か筆果して能く穿ち得るか否かは、覺束なき限りに候、右は、喜びの餘り、御返事まで、如此候、早々拜具

五月三十一日 岳洋生

坪井君 各位 侍史 不順
佐野君

●佛國監獄協會幹事リヅ井エール 氏來簡

拜啓、此の度は、御懇切にも、有益の書類、態、御贈與被下、實に、萬謝の至りに存候、右は、本年七月發行の本會雜誌上にて、ヅ井アル氏をして、解説せしむる積に御座候、(千八百九十三年十二月の本會雜誌を參看せられたし)

拙者は、此の夏、巴里にて、貴兄に御面晤相叶ひ候こと、豫期致し居り候ひしに、小川氏は、貴兄を代表せらるゝおとに、相成申候、拙者は、貴兄の事に付、同君と談話するは、非常の快樂と存し候、右、御禮迄、如此に御座候、草々敬具、

巴里にて五月廿九日

ア、リヅ井ユール

日本監獄協會佐野尙君 貴下

●英國 ホワルド協會幹事タラツク

氏來簡

拜啓、今回日本の監獄に關する、最、有益なる書類三種、態、御惠送被下、誠に難有萬謝仕候

此の書類は、信用すへき貴下の手に成りたるのみならず、貴國の現状に照らすも、此の上もなく、尊信すへきものと存候

枕近、幾多の事物に付、日本の進歩は、眞に驚くへき

ものに御座候、

貴國は、凡、五十年前までは、一國民として、世界に知られざりしに、今日は、總ての方面に向ひて、駭々乎として、長足の進歩をなされたり、左れば、貴國か、斯の如く近世の文明を、駿速に完成せられたるに反し、他の亞細亞國民中、最、舊國に屬し、且、敬重すへき叙利亞、亞刺比亞、波斯、印度、蒙古、緬甸、暹羅支那、西藏等の國々に在りては、其の開化、貴國の後にあるおと、甚、遼遠にして、現時、尙、中世紀の暗黒世界中に、彷徨しつゝ居るの有様に候はずや

然るに、日本は、旭日の昇るか如し、實に、驚嘆に不耐候、而して、貴國の監獄に於ける進歩も、他の國民的進歩の事物に於けるか如く、必、著大なるへしと、思考仕候

終に臨み、今一度、多謝の意を致し、且、敬意を表し候、敬具

龍動ビシヨブスゲイト、ウ井、サウト五番地

ホワルド協會幹事

千八百九十五年六月三日 ウ井リアム、タラツク

佐野 尙君 貴下

翻譯

左に記するものは、タラツク氏か、其の、書簡中に、封入して、特に送致せられたるものに係る

●特異の監獄

ホツプキン述

英國「バルマル、ガゼット」新聞(千八百九十五年五月二十七日)所載

ホワルド協會の幹事にして、監獄制度に、最、通曉せるもの、一人なる、ウイリヤム、タラツク氏の説に據れば、英國の監獄は、宇内の中にて、最良のものなりと云ふ、蓋、左に記する所の事實に依れば、其の言は、實に、適切と云ふへし

然れども、我か監獄は、人類の總ての階級に通して、等しく苦痛を感せしむる刑罰法を缺けり、多數の獄司は、**楨茄摘**(楨茄摘トハ、楨茄ヲ摘ムコトニシテ、楨茄ハ、船舶ノ破口ヲ充填シテ、ホノ修)を好まず、蓋、其の第一の理由は、楨茄を所置するに、困難なることにして、第二の理由は、此の仕事は、高等社會のものには、苦痛を與ふへきも、水夫若くは、勞働者には、更に、苦痛を與へざることは是なり、而して、又、**踏車**(多敷ノ四段階ヲ踏ミ)に服する場合に於て、無情なる囚徒は、監督者の目を偷み、階段の回り來たるを待ち、其の間の勞働を、不熟練なる他の囚徒に負はしめ、自、勞働を爲さるものあり、夫の彈丸移送(是、亦、獄内ニ於ケル一種ノ役業ニシテ、囚徒ハ各自一圓ノ彈丸ヲ、漸次移送シテ、圓形ノ場所ヲ常ニ進行ス)

ルナ)の練習は、今や廢止せられたり、此の練習は、約百「フヒート」餘の間に、囚徒を立たしめて、迭々五十丸餘の大砲彈の一塊を、移送せしむることあり、然れども、今や、少しく、高尙の刑罰法を按出せられたり、ポートランドに於て、囚徒は、サー、エドマンド、エフ、ドケーン將軍の畫策に従りて、宏麗なる寺院を建築し、ダルチムールに、幾畝の土地を開拓したり、蓋、製産事業の爲めに、蒸汽機關を有する所の、英國中唯一の監獄は、ウエークフヒールドの監獄にして、此の監獄にては、大仕掛にて、庭の製造を行ふ、然れども、商業社會には、此の監獄の製産事業を廢止すへしとの議論を生ぜり、其の然るにも拘はらず、我が監獄にては、幾多の必要なる工業を行へり、我が國の囚徒は、曾、カザムにて、「ドック」を建て、ホルスタルにて、目今要塞を建築中にして、延長二哩に亘れる小鐵道は、囚徒を搭載して、工場に往復せり、而して、又、構中に、私用鐵道を有する監獄は、アベルヂーンに近き、ベートルヘッドの監獄にして、此の鐵道は、囚徒を嶺山に運送するに、使用せられたり

タラック氏の訪問せし、巴里の一監獄にて、氏は一の有名なる惡徒か、葡萄酒、小説、及、骨牌を載せたる「テーブル」に凭りて、座し居たるを見たりと云ふ、是、蓋、外部に威勢を有する(賄賂の如き云ふ)に依りて、然るなるべし、西班牙にては、看守に賄賂を與へし囚徒は、市場開設の日に、釣を試みることを得、此の釣法は、頗、面白きことにして、囚徒は、曲針と線とを添へたる帆布製の囊を、供與せらるゝなり、囚徒は、即、此の日に於て、其の針と線との力を籍りて、其の囊を窓外に下す、而して慈善なる公衆は、當日麩片、鳥肉、生きたる兎、山兎、菓物、及、葡萄酒入の瓶等を携へ來りて、幾多の囚徒の、囊中を充填す、然れども、不幸にして、囚徒、其の囊を引上ぐるや、其の捕獲物は、嚴密に、看守の檢査を受け、而して、看守は、其の中に、自

己の好むものあれば、之を囚徒より、押収するなり

我が通信者(即、タラック氏と云ふ)は、葡萄牙國の監獄にて、死罪犯の囚徒か、隊を爲して、監獄の廊下を散歩するを見たり、渠等は、葉卷烟草を喫し、又、時々同囚に對して、自己の惡行の物語をなせり、タラック氏は、又、看守の爲めに、學校を設けしは、宇内廣しと雖も、唯、伊國のみなることを記せり、埃及、及、土耳其、露國等の監獄は、大体に野蠻なり

紐育のエルミラ監獄は、恐らくは、世界中にて、最、異常なる監獄と云ふべし、大學講師は、歴史、法律、及、數學に就きて、囚徒に講説し、第一等の音樂隊は、一定の日に、音樂を囚徒に聽聞せしめ、食事は、善良の旅舎にて、旅客に供するものと同一

是と等しく、ヒラデルヒヤの國立監獄は、囚徒に取りて、最、愉快なる監獄なり、朝餐は、焙りたる豕肉、豌豆、漬物、温き菓子、珈琲等を供す、他の事に至りても、總て之に準せり、貴女の監獄を訪問するものは、囚徒に贈物を饋る、通例葉卷烟草、而して、囚徒をして、時勢に後れさらしめんか爲めに、監獄内に、總て米國にて發行する、毎週新聞を購求す、加之、同監獄には、一萬卷の書籍を蒐集せる書籍館あり、第一等の商業、即、寫眞術、電信術、及、眞鍮彫刻術の如きものを、囚徒に教ふる斯道の技師あり、而して、又、囚徒の悶情を慰するか爲め、講説、讀書、音樂、祭日、及、紀念祭の祝餐等を供與す、此の監獄に付、有名の一學者は、誇言して曰く、囚徒は、國內に生産する最良の滋味を食し、旅客の磨集する旅店に於けるか如き、清潔と注意とを得

シンチョックの監獄にては、囚徒に、火、骨牌、烟草、及、「ウイスキー」酒を許容す、聞く、此の監獄より、二

人の盜犯囚は、或日曜日朝、僧侶か、「汝の縛を脱せよ」と云ふ、高尚の題目を以て、説教しつゝありしとき、逃走したることありきと、然れども、米國の監獄にさへも、猶、警護を設けたり、ヒラデルヒヤの國立監獄は、夜間二十三匹の麗大なる西伯利亞生の獵犬、及、獒犬を以て警護す、而して、各囚徒は、大鼓、及、「コルネット」宿の宿を除き、其の他の樂器を用ふることを許されしを以て、夜間、殊に、六時より、九時に至るまで、は、信々の聲、洋々の聲と相和し、囂々として、凄冽を極む

尤、米國の監獄にても、拷問の法なきにわらず、エルミラ知事ジョー、アール、ブロードウェイ氏は、熱樂したる針曲を用ひて、臆病なる囚徒を、其の監房より誘ひしことを以て名あり、而して、他の國立監獄にては、獄則に違犯したる囚徒に就き、其の拇指を縛して、身体を釣り、若くは、特別に、建築したる壁間に置きて、身体之苦痛を、感せしむるなり

奇怪なる監獄制度の結果として、一の面白き出來事を生したるみどあり、米國土人の、囚徒の群集せし監獄より、追放せられたる一人の土人は、放免の日より、數日の後、再、囚徒となり、此の比較的樂土の獄に生活せんふと欲し、監獄の牆に登りたりと云ふ、右の者は、終に竊盜犯を以て、裁判に附せられしが、陪審員の爲めに、赦免せられたり

世界中にて、最、不良の監獄は、無論モロッコの監獄なり、同國の監獄は、今に、猶、中世紀間の不名譽物たる拷問の制を存す、タラック氏の言に依れば、ムール人は、裁判を受くることもなく、又、自己の罪を知ることなくして、獄中に一生を過すことありと云ふ、而して、囚徒より、贈物、及、賄賂を得んか爲り、次の如き刑罰の法を用ふ、其の法は、即、先、囚徒の腕に、數ヶ所の傷を付し、是に、石灰或は鹽を摺込み、其の上

を緊く啖して、數日其の儘になし置くなり

タンヨールの監獄にては、囚徒は、瓜先にて、立たせられ、鎖を以て、曲針に、頸を附せらるゝなり、生石灰粉は、満室内に、撒布せらるゝを以て、囚徒は、動作の度毎に、鼻、及、口中に、其の生石灰粉を吸入するに至る、時としては、囚徒は、木製の棺中に置かれ、頭腦丈を棺中より出すと雖も、其の棺は、鉄釘を以て、四方を貼せられしを以て、動作、頗、困難にして、苦痛太甚し、或は、又、之に異なりて、針、及、小刀を以て、函若くは樽中に入れ、囚徒を、其の中に眞きて、之を法廷中に轉廻せしむるなり

○流刑囚徒に土地の讓渡(本年二月の佛國監獄協會雜誌より抄譯す)

大和居士譯

本年一月三十一日の、佛國官報には、流刑囚徒に、土地の讓渡に係る改正勅令を掲載せり、其の明文は、左の如し

○第一章 土地讓渡免許

第一條 殖民監獄地にては、流刑囚、及、放免囚にして、左の各項に該當する者に限り、土地の讓渡を免許するふとを得

一、刑期中、第一級に昇等し、且、十分なる積立金を爲したる流刑囚

二、監獄の貯金預所、又、其の設けあらざる時は、預金局に、保証金を寄託したる放免囚

積立金、並に保証金の最低額は、殖民卿の認可を経たる、殖民地知事の決定書を以て、之を定む可し

何れの場合と雖も、保証金額は、百法フランドより以下たることを得ず

土地讓渡免許は、仮定の名義を以てするにあらざば、與ふことを得ず、此の仮定讓渡免許は、本勅令第二章第二款に掲げたる期限を経過し、且、條件を具備するにあらざれば、確定とならざるものとす

第二條 土地讓渡免許は、監獄署長の具申に依り、顧問會にて、殖民地知事の制定する各個特別の議定書を以て、之を付與す可し

此の議定書は、監獄公報に掲載し、且、其の謄本を、土地讓受人と、公領收稅官とに交附して、直に、其の旨を、殖民卿に報告す可し、但、放免囚に係る時は、其の寄託す可き金額を定むるものとす

第三條 土地讓受人、又は其の代權者は、毎年、且、永久讓渡地の狀況に應じて、土地讓渡議定書に定むる所の、地代を納付せざるべからず、但、農業地の地代は、毎年「エクタル」(平方尺百「アール」即ち我に付、二十法以上、十法以下たることを得ず

後第九條に掲げたる讓渡地の地代は、其の全部に付、五十法以下、十法以上と定む

第四條 地代償還元金も、亦、土地讓渡議定書にて、之を定む可し、此の償還元金は、農業地「エクタル」に付、六百法以上、四百法以下たることを得ず

後第九條に掲げたる、讓渡地の地代償還元金は、其の全部に付、二千法以下、五百法以上と定む

第五條 各土地讓受人に命ず可き特別の條件は、土地讓渡議定書を以て、之を定む可し

第六條 本勅令に従ひ、讓渡す所の土地は、丈、量、廣狹、價格、狀況に關し、擔保を附せずして、之を免許す、故に、其の土地讓受人は、之か爲め、政府に對して、訴訟を提起することを得ず

第七條 讓渡地には、官の規定したる條件に依りて、建築したる一種の家屋を附して、引渡す可し

第八條 各農業讓渡地の面積は、其の地質と、讓受人の家族を組織する人員とに應じて、之を定む可し、然れども、三「エクタル」以下、十「エクタル」以上たることを得ず

因徒に讓渡す所の土地は、既に開墾したる土地に限る可し

第九條 然れども、農業地の需要に、必要なりと思量せられ、且、顧問會にて、殖民地知事の制定し、殖民卿の認可を経たる制限表中に、包含せられたる商工業の爲め、市外にて、讓渡す土地の面積は、二十「アール」(平方に當たる)以上、十「アール」以下たることを得ず

此の場合に於ける各讓渡地の廣袤は、前項の制限内に於て、土地の景況と、讓受人の營業とを參酌して、之を定む可し

第十條 各土地讓受人には、當初一回限り、農具、臥具、及、衣類を給與す可し

給與品の組織、及、價格は、各殖民地にて、殖民地知事の顧問會にて制定し、殖民卿の認可を経たる決定書を以て、之を定むるものとす

前項に依りて、給與したる物品の代價は、第二十七條、及、第二十八條に掲げたる條件にて、土地確定讓受人より、之を追徴す可し

第十一條 農業地の讓受人には、六ヶ月限り、又、第九條に掲げたる職業の一を營む土地讓受人には、三ヶ月限り、糧食若しくは、其の代料を、給與す可し

土地讓受人にして、妻子ある者は、右の外、前項に定めたる期限間、其の妻の爲めには、壹人前、又、三歳

以上の子の爲めには、各半人前の糧食、若しくは、其の代料を受くるの權利を有す可し
第十二條 土地讓受人、並に其の家族には、土地の讓渡免許を得たる日より起算し、一ヶ年の期限間、無代價にて、醫藥を給與す可し。

○第二章 土地讓渡方法

○第二款 土地の假讓渡

第十三條 土地の開拓、家屋の建築、農具の給與等、凡、流刑囚に、土地の讓渡に係る費用は、政府の歳出入豫算(殖民事務費)中より、之を支出す可し

第十條の規定に従ひ、立替金の名義を以て、支出したる費用の償還金は、政府の歳出入豫算表中、雜収入の部に編入す可し

第十四條 土地假讓受人は、其の讓受けたる土地に、住居せざるべからず

土地假讓受人は、其の土地を、他人に讓與し、又は、之を書入質と爲し、或は之を小作地として、貸付することを得ず

第十五條 總、讓渡地は、第一年間は、半収穫と爲し、第二年より、全収穫と爲さざるべからず

第十六條 左の各項に、列記する者は、當然假讓渡地の引上に處せらるべし

- 一、重罪の刑に、該當する所爲ある者
- 二、逃走したる者、又は、逃走せんと爲したる者
- 三、各納税期より、二ヶ月内に、地代を納めざる者、但、此の場合には、官より、督促狀を發するに及ば

す、然れども、殖民地知事に於て、不可抗力の場合あるを察する時は、六ヶ月以内の補足延期を許すことを得べし

左の各項に列記する者は、假讓渡地の引上に、處せらるゝことを得

- 一、輕罪の刑に、該當する所爲ある者
- 二、素行修さらざる者
- 三、紀律を守らざる者
- 四、耕作を怠りたる者
- 五、本勅令の第十四條、及、第十五條の規定を犯し、又は、土地讓渡議定書に定めたる、特別條件を犯したる者

第十七條 讓渡地の引上は、其の讓受人に、給與したる農具、臥具、及、衣類の剝奪を帯ぶるものとす

讓渡地の引上に處せられたる者は、其の土地に加へたる改良、及、建築に付きて、損害賠償を求むることを得ず

然れども、刑期中の囚徒に係る時は、讓渡地引上議定書を以て、尙、未、品物にて、本人の手にあり、或は、未、枝上若しくは、地上にある讓渡地収穫物の賣上代金を、其の積立金中に、拂込む可きことを命ずるを得、又、其の放免囚に係る時は、同じく、議定書を以て、右と同一の収穫物を、本人に交附す可きよとを、命ずるを得べし

第十八條 假讓渡地の引上を宣告する議定書は、監獄署長の具申に依りて、殖民地知事、之を制定す可し

假讓渡地引上議定書にして、刑期中の土地讓受人に係るものは、確定にして、挽回すへからざるものとす、故に、該讓受人は、直に、監獄に送戻せらる可し

又、假讓渡引上議定書にして、放免囚に係るものは、行政手續を以て送達し、三個月の期限盡きたる時にあらざれば、確定とならざるものとす、故に、該放免囚は、此の期限内に、取消請願書を、殖民地知事に、差出すことを得

第十九條 假讓渡地の引上議定書には、保証金の全部、若しくは、一部を控除すべきことを指定す可し、何れの場合と雖も、其の控除金額は、百法より以下たることを得す

第二十條 土地假讓受人、讓渡地の引上に處せられたるか、又は、死亡したる時は、其の給與財産は、總、監獄の所領に復す可し

然れども、其の妻子にして、殖民地に住する者は、更に、保証金を寄托せずして、夫又は父の讓受けたる財産を、相續することを得べし

第二十一條 無期徒刑に處せられたる者を除き、凡、刑期中の流刑囚にして、土地假讓渡免許を得たる者は、其の讓受けたる土地の管理、開拓、利用、並に、其の商工業を營むに付きて、必要なる、總の所爲を行ふことを得、又、是等の所爲に付きては、監獄署長の許可を得たる上にて、出訴することを得へし

○第二款 土地の確定讓渡

第二十二條 讓渡地の所有權は、假讓渡議定書の日付より起算し、五年の期限を経たる後にあらざれば、確定とならざるものとす

刑期中に、土地の讓渡を得たる囚徒に對しては、其の讓渡を得たる日より、滿期放免に至る迄の時間を、五年の期限内に、算入す可し、然れども、二年以上として、之を計算することを得ず (以下次號)

第八十五號反譯の部正誤

第一條第三項 諸員のは 請負にての誤
第二十九條第一項 作意は 作業の誤

第十五條第一項 監獄局は 監獄署の誤
第四十五條 佛國は 佛蘭西の誤

質疑應答

本欄は、會員諸君の研鑽の爲めにとて、特に設けたるものなれば、諸君は、續々玉稿を投じて、其の所見を述べられたし編者も、亦接手の順序を以て、登載するの勞を吝まざるべし、然れども、投稿の切の期に後れたるものは、遺憾ながら、次月の誌上に譲ることあるべければ、謹、此の旨を諒せられよ

●質疑一題 德島縣 獄 外 生

●全一問 在德島 神 洲 生

拘引狀は、當該者を、監獄に拘留するの効力ありや否や
刑法附則第廿二條に據り、被監視者を、警察署へ護送する途中、官吏の命令に背きたるときは、被監視者に對する處分法ありや、否や、大方諸

君の明教を仰く

●全二問 木 強 生

一、或囚人、監獄則第四十條に規定せる條件を具備したるにより、典獄より、賞表壹個を授與せられたり、之を奇貨として、自、壹個の賞表を偽造して、獄衣に増加縫著し、賞表貳個以上を有するもの、待遇を受け居るをを發見したり、若、斯の如き事實ありせば、如何なる制裁を受くべきか、詳細なる高教を仰く

二、囚人、監獄則第四十條に規定しある條件を、具備したるものと、典獄が確認せるを以て、賞表を授與せしに、其の囚人、改悛せざる旨を以て、其の賞表を拒絶したり、然る場合には、如何に取扱ふべきか

●全一問 在川越 雲 突 生

一婦人あり、竊盜罪により、妊娠の身を以て、乙地監獄へ入監せり、然るに、一夕激烈なる腹痛をなし、身体痿れて、流産せり、依りて、醫師をして、是を救せしめしに、全く藥物を施用したる結果なりと云ふ、而

して、薬物を服用したるは、甲地にてなしたりと自白せり、右は、薬物を服用したる甲地を以て、犯罪の地とすべきか、將、流産したる乙地を以て、犯罪の地とすべきか、并に、裁判權は、甲乙何れの裁判所に属すべきか、明教を乞ふ。

●全二問

材木 迂 夫

一、過日監獄協會の席上にて、典獄諸公の討論ありし末、其の結果、暗々裡に消滅せし被告人の制裘上は、何れの地にても、眞法なき様に承知せり、或典獄は、其の處罰の法を、内務省に迄、建議せんと欲し、承知しも、是亦、否決せり、然らば、其の制御の途は、何れに歸せしかも判然せず、斯道諸君も、其の當路にある間は、勿論名案もあらんと存す、願はくは、判愛の慈を賜はらば、幸甚々々

二、夏季中の囚人、正午の休憩時間、睡眠乱交、却りて、犯則の患あり、彼の教師の如き不足の教師師と、教師の規則に依り、毎日、必、其の休憩の時間を充つるに能はざる場合あり、故に、迂夫は、此の長時間、他に無害の途を設け、犯罪を未然に防ぐの眞法を求めんと欲する案あり、名案もあらば、教不を煩はしたし

●全壹問

長野縣 吉川 讓 治

毆打致死の刑事被告人あり、未決拘留中、毆に、被害者を、死に至らしめたる其の當時の非行を悔ふるの餘り、茲に、神經病を發し、戒護者に訴ふらく、毎夜就寝時に至り、腥風颯々として吹き來ると覺へ、被害者の怨魂、幽靈と化し、醜態として、枕邊に現はれ、其の物凄き姿を見る毎に、身の毛も慄つ程、恐怖に耐へられず、願はくは、懲戒戒備の爲め、自殺を以て、如來の靈像を奉納し、僧侶をして、讀經せしめ、追善を営みしならんには、迷魂泉下に眠ること、信する故、特別に、御許容あり

りたし、宛から狂風の如き有様にて、懇に請願せり、斯の如き場合には、當局者は、之を許可する否か、

●第八十四號木強生の質疑に應ず

材木 迂 夫

第一、既決囚逃走未遂とは、即、破獄すれども、脱越せざるか、或は、外役又は他處へ、押送の際、戒護者の隙を窺ひ、脱走せんとして、捕られたるべきを云ふならん、彼の其の目的の準備中、發露せし如きは、致、逃走未遂とは、云ひ難からん

第二、看守押丁等、惣て被告人囚人等の戒護中は、何の處たりとも、姿勢を亂すは、服務規律の嚴禁する所なり、此を以て、考ふれば、法庭たりとも、朝子を脱して、禮を行ふ能はざるは、勿論なるべし、已に、朝を脱せざる以上は、室外と心得得然らん

第三、囚人の看護書は、規律上の有害を以て、制限あるものならん、二十三年十月三十日の勅語は、一般國民の服勞すべきものにして、又、囚人に看護せしめて、有害とすべき事項を發見せず、蓋、囚人と雖ども、權利の有無に至りては、或は然らんかねど、矢張國民たるに相違なるべし、然らば、宜しく、當時許しある時間、黙守遵守し、他日の善後策をなすも、亦、此の上もなき深慮なるべし

●同

在信州松本 河 北 生

第一問、未遂犯罪は、犯罪着手以上に涉るものにして、實行に着手したるも、其の目的を達せざるものなり、而して、犯罪執行着手の成立するには、左の三條件を具備せざる可からず、一、意思ありしこと、二、現に犯罪に着手し、外形に發表したるふと、三、着手したるも、意の儘に

勸査期毎に、賞表を與へたるものなれば、主刑満期すれば、其の人、放免せられたるものにして、賞表は、消滅に歸するものなりと、嗚呼、何ぞ、誤れるの甚しき、前にも述べし如く、賞表は、其の人の改後の情あるを頌し、之に賞與したるものなり、勸査期は、賞表を與ふるに付き、その標的を定めたる方法なり、假令、他の刑に變り、勸査期各別なれば、根本たる改後の情變せざる以上は、賞表は、在監中、依然として、存するものにして、徒に、之を濫奪すべきものにあらずと、信じて疑はざるなり

●全

長野 溪 洲

第一問、看守が公庭にての禮式は、室外として、舉手の禮を行ふべきものと信す、何とされば、看守が、公庭に出づるは、囚人、又は、被告人を引率し、之が戒護を掌るものにして、即、職務を執行しつゝあるものなればなり

第三問、明治廿三年十月三十日の勅語は、修身書等に、登載しあり、此の勅語を、囚人に看護を許すも、監獄則第三十二條の旨趣に違ふものに非ずと考ふ、故に、看護を許すも、毫も、差支へなきものと信す

第四問、有賞者主刑満期し、附加罰金を、輕禁錮に換へられたり、然るべきは、換刑執行の場合、賞表を濫奪する否かと、予は、之を濫奪すべきものにあらずと思考す、何とされば、元來賞表は、獄則第四十條の條件を具備したるものと確認し、之を付與したるものにして、其の之を付與するや、刑其の者に與へたるものに非ずして、囚人其の人の善行を賞譽し、其の精神に附與したるものなり、然れば、たゞ、換刑執行中、又は、他の刑に轉するも、獄則違反により、之を奪はるゝの外、在監中は、濫奪すべきものにあらず、反對論者、或は曰く、主刑執行中、

其一、囚人の逃走未遂にして、告發する場合は、逃走時の模様により、種々様々にして、一枚枚舉するに違あらず、換言せば、逃走を圖り、既に、着手すと雖も、未、遂げざる程度のもの、皆、逃走未遂なり、其の一二例を舉ぐれば、左の如き場合ならん

一、監房を毀壞し、其の他の方法を以て、脱し、逃走せんとする場合

二、工場より潜逸し、外塙を越へんとせし場合

三、構内雜業一定の使役場より逸脱し、正に外塙を踰へんとしたるとき

四、工場其他、使役場より潜逸し、諸建物、其の他のヶ所に、潜伏逃走せんとしたるとき

五、押送其他、外役所往復の際、逃走せんとして、遂げざりしとき

右は、一二の例に過ぎず、總、逃走を企て、既に、着手すと雖も、遂げざる程度のもの、皆、逃走未遂ならん

其二、裁判所公庭内は、室内なるもの、如しと雖も、公開の場所なれば、室外として、禮式をなす方、適當ならん

其三、差入書籍に、廿三年十月三十日の勅語ある場合は、囚人に着讀を許さざる理由を問はるゝも、本縣の如きは、既に之が着讀を許しつゝあれば、其の許さざる理由を陳ふるに由なし、既に、監獄中に於て、法律命令に、之が着讀を許ししを以て、勅語、即、命令を看讀せしめざる理由あらざるなり、萬一、之を許さざる所あらば、其の何等の爲めに許さざるか、理由を問はんぞ欲するものなり

其四、有賞者主刑罰を、附加罰金の輕禁錮に換へられ、其の執行の場合に、賞表を褫奪するか否かに付きては、無論褫奪するものにあらず、其の理由の如きは、本誌八十四號、山下氏の質義に解答せし理由に詳悉せり、再讀の勞を煩はさば、然れせん

●全 在下野 世界 愛 民

第壹項、如何なる程度の場合に、逃走未遂と見做す可きかは、事實問題なれども、逃走未遂は、澤山あるなり、先、例を上くれば、監房に監禁しある囚徒が、逃走せんとして、便所を毀壞したるも未遂なり、又、一步進みて、已に出房し、房外に出てたるも、亦、進んで、扉を乗り越ゐんとて、逮捕したるも未遂なり、然れども、監獄地内を出つれば、已に遂となるなり、今一例を擧ぐれば、監獄外にて、途中逃走せんとして、手錠を毀壞したるも、亦、途中駈出して、直に取押へられたるも未遂なり、然れども、駈出して、検束看守の見失ひて後、逮捕したる如きは、已遂なり、又、犯罪にして、豫備と着手とあり、逃走未遂罪は、豫備と着手とにて、未遂罪なり、豫備のみにては、未遂罪とならず、實行の部に入れば、已遂なり、前に列舉せる例は、皆、豫備と着手との内に入りたる者なり、豫備とは、囚徒監房内にありて、逃走の事を相談したる如きにて、是のみにては、刑法の未遂罪とならざるなり

●全 在徳島 神 洲 生

に、褫奪と云ふは、不穩當なり、即、已に消滅したる者故、賞表を附せず、新に執行する者にて、是は毫も疑ふ可き事にはあらず

賞罰第四の要旨は、有賞者主刑満期なれども、附加罰金を、完納せざるに依り、輕禁錮に換へられたり、然るときは、輕禁錮執行の場合に、賞表を褫奪するか、將、輕禁錮執行中、其の儘、賞表を有せしむるか否かと云ふにあり

生は、無學無識にして、質問に對し、満足を得しむると能はされども、聊、卑見を問陳せん、附加罰金換刑輕禁錮執行中、賞表を有せしむるを穩當なりと思考す

(理由)附加罰金は、主刑に隨伴するものなり、例令は、幼者誘拐の罪(重禁錮一年罰金十圓)主刑共に、幼者誘拐に對する罪なり、該刑執行中、監獄第四十條に依り、賞表を附與せらる、抑、賞表は、受刑中、本人に於て、罰則に違反せざるときは、褫奪せらるゝとなし、然るに、主刑重禁錮一年は、已に、満期の處、附加罰金を完納せざるに依り、刑法第七七條に基づき、尙、引續き、輕禁錮に換へ、執行せらる、此の場合に於て、主刑の満期と共に、賞表を褫奪せざらん、幼者誘拐の罪を執行中、賞表を褫奪するもの、如し、若、夫、以上の如き事實ありせば、法の精神に反する疑なき能はざるのみならず、實に、事体の宜しきを得ざるものなりと思惟す、是、生が附加罰金換刑執行中、賞表を有せしむるは、確證して疑はざる所以なり

●第八十四號洋々散士の質疑に答ふ 長野 溪 洲

其一、問題の要旨は、典獄が、拘留狀の執行を了せざる被告人を、巡查

第二項、禮式規則の室内とは、民家又は官宅の如きは、家庭内、乃、室内なり、又、官署内にありては、官署内のすべてが、室内に非ず、官吏の事務室や、應接所が、室内にて、廊下の如きは、室外なり、故に公庭にては、例官や、檢事の居る所が、室内にて、被告人の居る所は、室外なり、故に、室外禮式を行ふ可きものなり

第三項、該勅語は、日本道德の原素方針に關するものなれば、教育家は、之を元素として、教育を施す者なれば、修身として、囚徒に着讀せしむるが宜しき様なれども、勅語は、恐れ多くも、我

天皇陛下の眞像を示して、祭日等に、拜せしむ可しと云ふ者あらば、何人も、恐れ多くして、不可なりと云はん、故に、該勅語の記載ある書籍等は、着讀を許可せざるべし、然らば、勅令の法律は、如何と、是は世人一般に知るべき者なるが故に、格別なり、既に、憲法發布の當日、某法律學校にて、憲法と云ふ切符を公衆中に散布し、之を拾ひたる者には、憲法を與へたることあり、是等は、憲法を蔑視したる譯に非ず、世人一般に、知らしめん爲め、かくせる者にて、反りて、國民に、義務を盡したる者ぞ云ふ可し

第四項、賞罰は、人を統御する所の原道にして、欠く可からざる者なり、故に、監獄にありても、治獄上獎勵上必要なり、故に囚人の賞表は、一度與へたる上は、獄罰等の、不謹慎の行爲なくば、褫奪する者に非ず、然れども、刑期満期に至らば、全時に、刑期中の賞表は、消滅する者なり、故に、若、該主刑に、罰金等の附加刑ありて、引續き換刑、即、輕禁錮を執行するも、斯となる故、元の賞表を附する者に非ず、故

より受取り入監し、後、其の巡查を召喚して、更に、之が執行を爲さしめたる場合に、第一典獄は、刑法上、又、行政上如何なる制裁ありや、第二、被告人を監禁したるは、刑法上不法監禁にあらざるか否か、第三、監獄署は、直接に、巡查を召喚するの權利ありや否やと云ふにあり、第一の場合、典獄は、刑法上何等の制裁を受ける事なる可し、如何となれば、拘留狀は、元、正當に發せられたるものにして、別に欠くる所なければ、被告人に對し、之が執行を了したる上は、本然監獄へ、收監すべきものなり、然るに、之が執行を爲さざりしは、令狀執行の手續を欠きしに止まり、未、以て、無効のもの云ふを得ず、被告人も、亦、入違ひにあらざる、令狀指定のものなれば、收監すべからざるものと云ふを得ず、必竟、令狀も正當なり、被告人も收監すべきものなり、只、其の執行の手續を了せざるに心付さざりしは、不注意の極なりと雖ども、亦、以て、不法監禁にあらず、不法監禁にあらざるよりは、刑法上の制裁を受ける場合あるなし、斯る場合は、官吏服務規律により、監督官の責罰を受けるに止まるものと思考す、第二の不法監禁にあらずるか否かは、第一の解答にて明かなり、第三、監獄署は、直接巡查を召喚するの權利なし、何れの官吏を問はず、所屬長上官の指揮監督に屬し、其の任務に従事するものなれば、職務上監督官の召喚を受ける事なるべしと雖ども、苟、他官衙より、公務上當然召喚を受ける事なるべし(刑事に付、裁判所より、召喚は格別否、召喚に應ずるを要せざるべし、萬一、監獄署が、巡查を召喚するの必要あるときは、所屬警察署長(照會し、其の應諾によるものなるべし

其二、滿期以前(一ヶ月)誤りて、囚人を放免したるとき、典獄の責任、及、其の囚人は、再、入監せしめ、殘刑の執行をなすを得るか否かと云

ふにあり、刑期計算を誤り、爲めに、満期に至らざる囚人を放免し、其實質を熟知に報告せざりし失策に付き、別に責任の生ずる苦なきを信ず。所謂、過を改むるに俾るふまなれて、格言の如く、速に其の事實を、知事に申報し、且、計算を誤りし書記の粗漏、及、自己の不注意を露申して、其の處分を請ひ、一面檢事へ通知し、其の逮捕を求むべきものならん、第二、囚人放免後、數ヶ月を経るも、再入監せしめ、殘刑の執行をなすべきものなり、如何となれば、執行官の不注意の爲め、其の執行を免るゝ能はざるなり、假令執行上、如何なる事實ありとも、判決に係る刑期は、必、執行を要するは、確定判決の効力なり

●全 在信州松本 河 北 生

第一、問題の要旨は、未執行の令状、即、被告人に示さる無効の令状によりて、被告人を收監したるときは、典獄は、如何なる責任あるか、且、監獄署は、其の令状の無効なるを發見したる後、直接に、逡巡を召喚して、更に、令状を執行せしむるの權あるか否かと云ふにあり、余は、設題に順ひ、第一、第二、項目を分ちて、之が解答を試みん

(第一)典獄は、行政上、其の責あるは勿論、刑法上の制裁あるものならんと思考す、抑、監獄署は、被告人を受取るに當りて、典獄は、先、令状、又は裁判宣告書書卷の上にて、非ざれば、收監せしむること能はざるは、監獄則第六條の明定せる所にして、此の規定の、其の根據は、刑法第二百七十九條の、司獄官吏程式規則を遵守せずして、囚人を監禁したるものは云々ある、此の程式規則を、監獄則第六條に顯出したるものにして、其の要諦とする所は、何れも、人身自由の貴重なる所以を、確認したるものなり、然るに、典獄たるもの、此の規則を遵守せず、未、執行せざる無効の令状によりて、被告人を收監したる場合の如きは、

●全 在下野 世界 愛 民

第一項、該法合は、實際は、空前絶後とも云ふ可き質疑なり、如何となれば、令状執行の命を受けたる逡巡は、被告人に對し、執行するときば、被告人に正本を示し、謄本を下付し、引致して、正本と共に、檢事に連行し、それより、監獄署に引渡し、典獄より、被告人の受取證を取り、檢事に納めて、始めて執行の手續を終ふる者なればなり、然れども、万一有りませば云ふ質疑に付、簡単に、答へん、此の場合には、過失により、正當の手續を欠きたる者に付、其の手續を爲さしむるにあり、先、典獄は、其の過失の旨を、警察署長に照會して、其の逡巡に令状を執行せしめ、而る後、警察署長は、其の逡巡より、手續書を取り、檢事に上申し、又、典獄は、同じく過失せし次第を、檢事に上申するにあり、而して、典獄の所爲は、刑法の第二百七十九條に該當する否かの點に付きては、無論當たらざる者とす、如何となれば、該條には、程式規則を遵守せずとあり、是は、人民が、又は逮捕官吏以外の者が、令状もなく、引致し來りたる者を、監禁したる場合にして、言は、程式規則を遵守せずとあり、故意に遵守せざる場合なればなり、該質疑の場合には、令状あり、過りて執行せざる者を、心付かず入監したる者にして、被告人は、入監せられたる者なり、それら心付かざるに、職務上の失策には、相違なきも、故意に規則を遵守せざる者に非ざればなり、故に典獄は、知事に對ひて、進退を差出し、無論官吏懲罰令により、責罰を蒙るは當然なり、又、逡巡も同じく懲罰を受けるは、無論なり、又、典獄が、直接に逡巡を召喚するが如きは、誤なり、如何となれば、逡巡は、典獄の指揮監督する者に非ざればなり

第二項、此の場合には、無論殘刑期を執行する者とす、其の手續は、如何と云ふに、其の過失の次第を、檢事に報告し、檢事は、其の者を召喚して、再、典獄に殘刑期の執行を命ずるとを得、若、其の者の出頭せざるか、又は、逃走したるときは、逮捕状を發して、執行するとを得、如何となれば、過りて、放免したる者にて、裁判官の刑期執行の了らざる者なればなり、而して、典獄は、職務の過失なるを以て、官吏懲罰令により、其の責罰は免れず、且、該場合は、一旦、執行の命令を受け居る者に付、典獄、自、召喚して執行するも、差間なきが如しと雖も、典獄は、已に入監し居る者のみに對して、主刑執行する者にて、監獄以外の社會に居る者に對して召喚し、又は、逮捕して、執行する能はざるなり、故に一旦出獄したる上は、再、檢事より、本人を受取り、執行命令を爲すを要す

●全 京都 夢 中 狂 生

即、刑法第二百七十九條に背きたるものなれば、該條によりて、所斷せらるべきものならん、思考す

第二、監獄署は、直接に、逡巡を召喚するの權利なしと考ふ、何とならば、逡巡は、警察署の部下にして、監獄署の部下に非ず、されば、斯る場合には、監獄署は、令状を發したる檢事、若しくは、豫審判事に、其の旨を通知し、檢事局より、警察署に通知し、更に令状の執行をなさしむる法、正當ならんかと思考す、世の識者、幸に明教を賜へ

第二問、司獄官吏が、囚人を收監し、又は、放免するに際しては、實に周到慎重の注意あるが故に、問題の如き事實は、九牛の一毛たるべし、乍、萬一刑期計算を誤り、満期より、一ヶ月前に、放免したりせんと、典獄は、直に、長官たる知事に報告し、其の罪を待たすべきなり、然るに、數日後、之を發見したるに拘はらず、之を隠匿し、囚人をして、刑の執行を免れしめたるは、職務上、實に、不都合の至りして、行政上、重大の責任を、免るべからざるものならんと思考す、而して、囚人は、放免後、數月を経過すも、相當の手續を爲し、再、入監し、殘刑を執行すべきものとす、何となれば、最初裁判所にて、宣告されたる判決確定したる以上は、其の刑期は、必、執行せざる可からず、然るに、典獄、誤りて、満期より早く放免し、假令、數月を経たりとも、未、刑の執行を終了したるものに非ず、未執行の刑は、豈、執行し得べからざるの理あらんや、若、刑期日數、既に経過したるを以て、殘刑の執行をなし得ずとせんか、確定判決の効力、並に至りて、薄罰のものとなり、法律の原則に反くに至らん、故に、余は、刑法に定めたる刑滿免除を得ざる限りは、之が殘刑を執行すべきものと思考す

(一)本問は、要するに、新任逡巡、檢事より、或窃盜犯者に對する拘留状を、受取りしが、令状の執行を爲さず、窃盜被告人を縛して、監獄署に送致せしに、監署にては、其の儘、被告人を受取り、四五日を経過の後、之を發見したり、然るに、監獄署は、直接に、其の新任逡巡を召喚して、更に、令状の執行を爲さしめたり、右の如き事實、万一ありませば、典獄は、刑法上、又は、行政上、如何なる制裁ありや、(第一)、被告人を監禁したるは、刑法上の不法監禁にあらざるか否か、(第二)、監獄署は、直接に、逡巡を召喚するの權利ありやと云ふに外ならず、予は、本問の場合には、典獄は、刑法の制裁を受くべきものにあらずと斷言す、何となれば、不法監禁にあらず、檢事より發したる拘留状に依りて、該被告人を縛し、令状指定の監獄署へ、送致したるものなればなり、唯、刑事訴訟法に規定せる正本を示し、謄本を下付する等の、令状執行の法式を履まざるの故を以て、直に不法監禁なりと言ふべからず、況、檢事よ

り發したる拘留状の、正當なるものあるをや、然れども、行政上の制裁は、到底免るべからず、然りながら、是逆も、畢竟、書類査閲の疎漏にて、大なる過失にあらず、這般典獄の處分は、譴責位に止ざるものならんと思料す、而して、又、監獄署は、直接に、巡査を召喚するの権利ありやと言ふ點に就きては、警察署が、看守を召喚するの権利ありやと言ふ一般、權利なしと言はざるを得ず、斯る場合は、監獄署より、警察署へ照會し、更に、令狀の執行を、爲さしむるより外、道なしと思惟するなり

以上、答案を試み來り、而して、傍、考ふるに、本問の如き事實は、決してあるべきものにあらず、亦、斯くの如き事實の場合に至る能はずと思ふ、散士は、事實萬一ありませばと言ふも雖ども、予は、萬々之なしと斷言せんと欲す、何となれば、刑事訴訟法第八十三條末項に、巡査憲兵卒は、令狀執行に關する書類を、檢事に差出すべしとあり、然らば、令狀執行をなしたる巡査は、其の日の、檢事へ令狀の正本等、其の他書類を差出し、復命せざるべからず、若、果して、本問の如き事實ありたらんには、其の日の、忽、其の不都合を發見すべし、然るに、令狀を發したる檢事、及其の執行の命を受けたる巡査に於て、其の不法の取扱ひに、氣付かざるの道理あらんや、其の後、四五日を経て、而かも、監署に於て、之を發見する如きことは、實際に於て、決して、ある筈なし、且、亦、如何に、新任の巡査なるにもせよ、實務に就く以上は、教習を了りたるものに相違なし、然らば、自己の職掌中、最、大切な令狀執行の方法を知らざるの理なし、依つて、本問の如き事實は、飽くまでなしと斷言して、憚らざる所以なり

(二)本問を約せば、名簿係の書記、刑期計算を誤り、囚人を、満期より

一ヶ月前に放免したり、而して、數日の後に、此の事を發見せり、然れども、典獄は、其の事實を、長官に報告せず、隠匿せりと言ふ、萬一、斯の如き事實ありませば、(第一、典獄は如何なる責任ありや、第二、囚人は、放免後、數ヶ月後なりしも、再、入監せしめて、殘刑期一ヶ月を執行することを得るか否)か云ふにあり、本問第一に就きては、典獄は、無論、其の責に任ずべきものにして、行政上の制裁たる懲戒處分を受くべきものなることは、明かなり、其の事實を、長官に報告せず、隠匿せし點に至りて、稍、穢かならざるが如しと雖ども、固より、典獄の故意を以て、刑期中、放免せしものにあざるを以て、刑法を以て、問ふべきものにあらずと思料す、而して、第二に就きては、無論見當り次第、監獄署へ引致し、再、殘刑一ヶ月を執行すべきものにて、放免後、數月を経るを以て、僥倖にも、其の殘刑を免する如きは、法律の許さざるを奈何せん、尤、此の場合に於て、監外にありし數月間の日數は、囚人に對しては、不幸なる以上述ぶる如くにして、本問は、別段深く研究を要せず、疑議釋然たりと見認むるを以て、簡單に、答ふることにし、敢、散士の垂教を請ふ

●全

木 強 生

典獄、及、査閱係は、其の責任を免るべからず、何となれば、監獄則第六條に、明定する如く、新に、入監する者あるときは、典獄は、先、令狀又は宣告書を査閱し、其の文書なくして、引致せられたる者を、入監せしむるを得ずと規定しあり、然る條項あるにも拘はらず、巡査が、拘留狀を執行せずして、其の者を引致したるを、査閱係員、稱漏の取調を爲し、又、典獄もそれに心付かざるは、職務上の疎慢なり、然して、數

日を過ぎ、未、執行せざる拘留狀なるを發見し、よりに、其の失錯を彌縫せんとして、警察署の手を経ず、直に、其の巡査を召喚し、更に、令狀を執行せしめたるは、不法し、亦、甚し、然る場合は、上官たるもの、愛憎の心なく、嚴重の處分を爲さるべからず、要するに、第一被告人を、入監せしめたるは、刑法の制裁を受くるものに非ず、何となれば、惡意を以て、監禁したるものに非ずして、一の手續を缺きたるものなればなり、故に、行政處分を以て、罰するものと思料す、第二、監獄署は、人民に對するも、召喚するの權利なきものなり、況、巡査をや、然れども、召喚されたる其の人の任意なるを以て、應ずること、應ぜざること、其の人の意圖なればなり、故に、召喚に應ぜずと雖ども、處分を爲す權利なきものなりと思料す

第二答、典獄、及、主任書記は、行政處分を受けざるべからず、放免者は、再、入監せしめ、殘刑を執行するものと思料す、

但、出監後、居所不明にて、直に、執行する能はざる場合には、時間の経過する迄は、判明次第何時にても、執行するものなり

●本誌第八十四號鐵心狂士の質疑に

德島縣 獄 外 生

答ふ
余は、本問に對し、囚徒逃走罪を以て、論ずる甲說に、實成を表するものなり、乞ふ節單に、其の理由を説明すべし、抑、命令違犯を以て、之を論ずるは、人の自由を欲するの至誠、備監せざるに至るも云へる情實の制裁に過ぎざるべし、假令、彼等が、解放に際しては、別に、惡意なしとするも、解放後、之を奇貨として、或所に潜伏し、復監せざるに至りては、社會は、之を捜索せざるべからず、かの獲惡なる囚徒、平素戒罰者の間諜を窺ふの徒、捕獲を免れんが爲め、如何なる背徳加害を逞

しうするかも計り難し、豈、等閑に附し去る可けんや、要するに、刑罰は、人定命令法より出づる者にして、之を破る者は、一國の安寧秩序を保護せんが爲め、強制的命令執行權なるべからず、然り而して、彼等を解放せしむるは、非常の變災に際し、他に押送するの違なき場合の、避災手段にして、監獄は、決して、刑を免除したるものにあらず、一時約束を停止し、身体の自由を與へたるものなり、故に、復歸せざるに至りては、逃走を實行し、法律を無視し、命令を蔑視したる者なり、何ぞ行政處分に止むるの理あらん、社會は、之を破法者と認め、囚徒逃走罪を以て、論ず可きものとす、余や淺學不聞、説の當否を知らず、幸に高教を咨む勿れ

●全

長 野 溪 洲

監獄則九條により、解放に違ひたるもの、廿四時以内に、監獄署若しくは警察署に、歸復せざるべきの處分如何と云ふにあり、予は、逃走罪を以て、論斷するに憚らざるものなり、監獄則九條により、解放するは、一時間内に出たすに止まざり、全、監獄の管束を脱したるにあらず、一時間外に逸脱せしむるも、廿四時内には、必、復歸を命ぜられたる檢束、且、執行を受くべき刑期ある身分のものなり、此の者にして、其の儘逸走せば、即、逃走罪を構成するものなり、敢、疑のあるなく、又、深き理由の存せざるなり

●全

河 北 生

監獄則第九條、非常變災に際し云々、解放に違ひたる者、二十四時以内に、監署、又は、警察署に申出づべしとあり、若、其の旨を申出でざる時は、之が處分如何と、甲乙二説を掲げて、質問せられたり、予は、斷然、甲說に左袒す、即、刑法第四百十二條、囚徒逃走罪を以て論ずべき

ものなり、元來、監獄則第九條は、最後の避災手段にして、實に性命の貴重なるより、必要止むを得ざるの規定にして、寛仁の制度なり、然るにも拘らず、解放に遭ひたるを幸とし、復歸せざるは、即、刑の執行を免れたるものにして、刑法百四十二條を適用すべきものなり、乙説論者は、囚徒、自、逃走したるものにあらずと、然れども、逃走の念慮なくして、復歸せざるものあらんや、逃走の念慮ありしが故に、性命を救助せられたるにも拘はらず、遂に、逃走して、復歸せざるなり、即、明に、刑の執行を免れたるものなり、要するに、刑の執行を免れたるものは、凡、刑法百四十二條によりて、論すべきものならんと思ふ、乞ふ、誤りあらば正せ

●全

在下野 世界 愛 民

該質疑は、刑法の囚徒逃走罪を以て論ず可きか、將、獄則命令違犯にて、罰す可き否かと云ふにあり、余は、断然、刑法の囚徒逃走罪を以て、論ず可き者とす、如何となれば、此の二十四時間内は、獄則より許可あるものと言はば、監獄の検束内なり、故に、此の時間内に、正當の理由なく、監禁若くは、警察署に申出でざるときは、自儘に、逃走したる者なり、若、之を逃走罪とせず、獄則違犯とするときは、監房内に監禁しある囚徒が、逃走しても、命令違犯と云ふが如し、如何となれば、始、主刑を執行するは、其の獄にて、其の旨を命令して、執行する者なればなり、又、此の逃走罪は、例令に、外役囚人に對し、檢束看守が、其の所に行きて、小便せよと、命令したるに、囚徒は、其の所に行きて、小便せよとを許されたるを奇貨として、其の儘逃走したるに同じきとなり、誰か之を以て、獄則命令違犯と云ふものあらん、故に該質疑は、刑法の囚徒逃走罪、即、第四百四十二條を以て論ずるは、毫も疑なきなり、若、之を

を惡まざるの原則ならずや、況、一時の豫防主義に於いて、之を治療し、再發を顧みざるをや、彼等は、出獄後、如何なる方法を以て、根治するか、將、其餘裕ありや、かくの如きことは、先、なしと假定せざるべからず、労働に食せんとするも、病苦あるをいかにせん、世路に困難なる刑餘の人、家政裕まざるの極、燃株に火の移りやすく、或は、再犯の基因たるを保しがたし、然らば、監獄の主眼たる懲感懲化の實あがらず、懲戒に益なく、遷善に害あるのみならず、野蠻時代の、舊監獄を視る思あるべし、故に、假令、労働に害なく、正座に苦しむ程の微症と雖も、根治手術を施すを以て、監獄職務の正則なりと信す、否、之を施さる可からざるものと信す、

●全

長野 溪 洲

乎は醫士にあらざるを以て、適當の解答を保し難しと雖も、所感を陳べて、參考に供せんとす、抑、監獄衛生は、其の全般に付きては、可成監密周到なるを要すと雖も、在監人に對し、診察治療は、衛生上、直接の必要を程度とするものなり、況、大手術をや、即、手術を施し、及、投薬せざれば、直接健康に障害ある場合に限るなり、本間第一は、診察治療を施すべきものなり、如何となれば、衛生上、大害を來さるも、既に出血し、及、疼痛するに於ては、直接健康を害すればなり、第二、三は、施術の限りにあらずに、如何となれば、作業上、動作上、多少支障あるも、直接健康を害せざればなり、三、此の擧合のもの、社會に於て、往々見る所なり、是、即、衛生上大害なればなり、普通人民すら、一々施術する能はず、況、在監人をや、必竟、是等の手術を請はんとするものば、其の時形、若くは、不便を除かんとするに過ぎずして、直接衛生上、殊に、短期囚なれば、一朝施術せば、其の未癒の爲め、滿

罰すると能はずとせば、囚徒逃走罪は、殆、罰する場合は無くなるなり
●全
乙説を以て、正當なりと思ふ、理由、逃走罪を以て論ずるものに非ずして、單に、監獄則を違犯したるものなり、何となれば、人は、自由を得、又、衣食住に於ても、美、且、麗なるを好むは、天賦の然らしむる所、人情の常なればなり、然れども、法律より論ずるときは、甲説の如く、刑法百四十二條の制裁を受けざるべからず、又、一例を擧ぐれば、廿四時間内に、監署、又は、警察署に、其の旨を申出でざるもの、處分上には、或無より、主務者へ何ひたるに、逃走罪を以て、告發すべき旨、指令あり、又、逃走罪を以て、處分せられたるもの、實例ありと、異して、之ありせば、頗、違法と云はざるを得ず、何となれば、法律規定に、制裁を受くべき明文なければなり、又、監獄則に、若、申出でざるときは、刑事の制裁を受くべしと、規定したる條項を、認むる能はず、故に、乙説を以て、正當とする所以なり

●本誌第八十四號躊躇生の質疑に答ふ

徳島縣 獄 外 生

本間に答ふるにあたり、監獄職務について、研究するを、順序なりと信ず、而して、監獄は、社會を害したる者、及、破法者の自由刑を執行し、放恣不良の者、且、又は、罪を犯したる幼者を、懲治拘束する屋舎に外ならざるべし、故に、彼等にして、病苦に悩むを、敢、醫治せしめざるは、殘忍酷薄、た、刑餘の痛苦を感ぜしむるのみならず、大に、立法の意に反し、刑罰の主旨に違犯したる者と云はざるを得ず、是に於て、監獄には、必、醫務所を設置し、醫師をして、在監人の疾病を、診察治療し、及、監内一般の衛生に、注意せしむ、是、其の罪を惡みて、其の人

●全

在下野 世界 愛 民

期に際し、出獄する能はざる場合あるべし、勞々以て、上陣の如く判斷せり
●全
抑、囚徒取扱は、人間社會の最下等生活を標準とする者なり、故に、囚徒疾病の如きは、作業出來ざるか、又は、作業を爲すも、人の生命に關するが、不具となるが、不治の宿病となるが、益、重病になるが等の外は、治療せざるがよし、故に、第壹項の如きは、治療するに及ばず、又、第二項の如きは、適當の作業を爲さしめて、治療せよともよし、又、第三項は、樂坐證を與へて、正坐のとき、樂坐せしめ置かばよし、若、此の三項の中に、甚しくならば、一時の藥を與ふるが、又は、洗ひ置く位にて、根治手術を施すが如きは、監獄の懲戒的に戻れり、

●本誌第八十五號高粱狂人の質疑に答ふ

堺 自 情 樂 童子

第一問は、要するに、飯後休憩中は、正座せしむるか、或は、少しく安座せしむるか、問へなきと言ふにあり、本文安座でふ意は、如何なる程度迄、座を安らしむるものなるか、其の解釋に苦しむと雖、恐らくは、正座をして、少しく寛ならしむるの意ならん、果して然らば、童子は、大に反對の意見を有する者なり、夫、監獄は、嚴正なる規律の本に、刑罰を執行する所に於て、一分時と雖も、安養清光せしむる所に非ず、殊に、飯後休憩中の如きは、各囚徒手空坐するものなるが故に、此の機會を利用して、竊に通謀を試み、或は、惡戯をなし、或は、謹慎を欠くが如き者あるが必せり、戒誨官更たるもの、須く烟眼を以て、其の進徴を看破し、懲戒規律の嚴正を期せざるべからず、然るに、若、此の時間中、少しく安坐するを許可せんか、流れて、寛和に失し、尋いて、

各因審姿を弄し、終には、拾取すべからざる規律の紊亂を招くに至るべし。是、暗黒時代の監獄の常態にして、今日文明の監獄に於ては、懲戒感化を以て、行刑の主義目的となし、紀律は、最、嚴正なるを要す、故に、内役囚にして、假後休職中の如きは、一步も、假借する所なく、獄警の診論上、許可を得たる者に非ざる限りは、嚴に正座せしむべき者です、此の事たる、囚人に取ては、非常の苦痛たるべきと勿論なりと雖も、苦痛は、即、懲戒の戒を得たるものにして、此の如くにしてこそ、能く懲戒規律執行の實を、得たるものなれと思考す

第二回は、要するに、無定役囚にして、情願就役するものに限らず、監獄第四十條に適合するものは、賞與し得るべしと言ふにあり、見よ、監獄則第四十條を、囚人獄則を遵守し、作業に勉勵し、且、改後の行為あるものと、典獄に於て、確認する時に、之を賞與すべし云々(中略)賞與は、假出獄、免刑、又は、特赦を具狀するの證據と爲すべしとを得と、本條讀みて字の如く、一點の疑を存せざる者の如し、斯に囚人とは、徒刑、流刑、懲役、拘留、禁獄、禁錮の邊境にして、等しく囚人なる上は、定役、無定役に依りて、賞與の區別を立つる理なきのみならず、無定役囚は、法律上、作業に従事せざるものにして、之を以て、賞與下附の要件を具備せざる者と言ふべからず、作業は、決して、獄則謹愼、且、改後の行為に對し、影響ある者に非ず、況、本條末項に於て、流刑即、島地の獄に幽閉せられ、作業に服せざる、所謂無定役囚と雖も、賞與を以て、免刑閉を具申するの證據と爲すを得るの明文ある以上は、多辯を要せずして、無定役囚と雖も、其の行為により、賞與し得べきは、勿論なりと思考す

の待遇の點に至りても、女監取締を凌越し、彼は事實上に徴して、其の人物を得るに汲々たるは、明かなる事實なり、之に反して、女監取締に至りては、何等の責任、探究方法なきのみならず、從來、通、研究会に會同する者あるも、却りて、之を生意氣なき、誹謗する者多きが如く、隠ひて、女監取締にして、時に、監獄に因ある書を繕ふんとする者は、哀れ雨夜の星のみとの語を以てせざる可らざるの境遇なり、且、今や、天下新道の爲め、熱中せる諸彦の、甲論し、乙駁するにも拘らず、女監取締のみに就きては、哈、度外視するの情況なり、如何に、女囚は、罪因中の小部分なりと雖も、新道の爲め、熱心なる者、豈、慨歎せざる可けんや、實に、現時の女監取締は、固より、人物に乏しく、從ひて、戒護の富を得ると難しと雖も、是、時勢の然らしむる所、今、之を如何とす可らずと雖も、願はくは、各府縣一定に、責任的監獄に因ある書籍を購讀せしめ、其の購讀獎勵の機關として、監督者たるべき長官は、時に、二三の質問を試み、且、職務上の智識交換の旨進に基づき、戒護に關する簡單なる問題に依り、期して、紙上の討究をなすことあらば、夫、或は、適當なる人物を養成するの一端ともなりんか、當局諸君の贊助を祈り奉るなり

●女囚の管理に就きて 旭山樓生

愚憚なく、予輩をして、真正の希望を述べしめば、女監をして、全然獨立せしめ、男性の管理を、一切離脱せしむるにありと雖も、願つて、是が實行の如何を按ずるに、全國の女性を監人は、常時總じて、六千人に上らず、(囚人四千五百内外)刑事被告人千人内外、別房留置、及、懲治人二百名内外特に、一年内外の短期刑囚、其の多數を占むる、刻下の現象に於ては、監獄費、及、管理等の關節より、設令、聯合監獄區域内に、

●女監取締の養成に就きて

大坂府堺監獄支署詰女監取締 某

妾は、客年七月、拜命の榮を辱うせる一寒の女監取締にして、未、實際の經驗に富む能はず、又、學識のあるに非ざれば、僅に、卑見を陳じて、卓識諸君の高感に訴ふ

行刑の目的は、感化遷善、罪因を戒せしめんとするにあり、然して、其の目的を達せしめんとして、其の直接樞要の衝に該る者は、即、看守、女監取締なり、然れど、此等戒護者をして、戒護の方法を研鑽熟知せしめ、且、學理を實踐せよ、混化融合して、個人の觀察に敏ならしめ、呵責説諭、上申等をも、寛に流れし、酷に陥らざる、適正ならしめ、彼、囚人をして、法規の犯す可からざる恩恵の忘る可からざるを感念せしめ、合せて、戒護者の、嚴正博愛に敬服せしめざる可からず、然らざれば、彼、囚徒は、烟々たる眼光を以て、戒護者の爲す無きま、不知不識の間に看破し、終に輕侮心を生ずるに至る、斯くの如くにては、到底、其の目的を貫徹するに能はざるや必せり、如何とされば、偶、上官の訪問、教師の教誨ありと雖も、是、恰、兒童に對する父の如きものにて、戒護者は、即、其の母なり、父如何なる教育家なればとて、其の母にして、無教育者なれば、必や、完全の人物を造生するに能はざるや論なきなり、然るに、方今の狀況を見るに、看守に於ては、責任的監獄雜誌の購讀、或は會議に、或は研究会に臨席せしめ、養成法の確確あるのみならず、其

一女監を設け、或は、各控訴院管下に、一女監を備ふる事すら、到底企及し得べからざるを以て、循、道般の企望を棄てん、然れども、吾人此の般の企業を、中絶するの關節より、期し得べき、女監獨立の精神をも、停止するの要を見ざるなり、否、却りて、是が實行的獨立を、企圖するに於て、毫も逡巡躊躇する所あらざるなり、語を換えて曰はんが、假令、女監を、男監より分離せしめ、以て男性の管理を離脱せしむる能はざるも、可及的、男性の參與を避け、拘禁其の他の事項は、凡、女性をして、管理せしむるに容ならざるにあり、予輩は、敢、職務顧問の殘瀝に垂涎するを事とするにあらざるも、女性をして、全然、女囚を、管理せしむるは、固に女囚徳性の發揚を助け、其の道念の進歩をなさしむる階梯たるを、信じて疑はざるが故に、當局者に向て、是が實行を勧誘せざるを得ず

願ふに、今を去るこそ、十數年前には、男女監の別々、定かならず、殆、男看守をして、是が拘禁、其の他管理の任に當らしめ、絶ゆる、怪むものなかりきと雖も、治獄改善の風勢、漸く其の度を高むるに従ひ、是が區別を嚴行するの要を感じ、至々其の實行を期し來りしむる雖も、宿因の余弊、未、全、除去せらるるに止らず、猶、女囚の押送に、男看守のみを附し、時に、汚し去れば、看守長をして、自、女囚が、身体の搜檢に、立會はしめ、或は、是が入浴に近接せしめて、遂も怪まざるが如きは、抑、如何なる所以ぞや、嗚呼、嚙に、男監女監の懸隔を嚴規し、續いて男看守を、女囚の管理に用ふるを止せしめば、果して、女監の實行的獨立を、求むる所以にあらざりしか、何ぞ、夫、始めは、脱免の如くにして、終りに、處女の如くなる事多きや、あられ、是等矛盾の事、何等の弊なしとせば、止まんなり、然りと雖も、裸休は、常人の認めて、醜惡と

寄書

なす所、見るもの、誰れか、之を舉せざる、見るもの、己に墮し、見らるゝもの、心情、果して如何、特に、異性間に於て、其の醜態を曝露す、誰か、其の理性、及、情操に於て、之を嫌はざらんや
 誰するものは云ふ、犯罪をなしし没徳婦、如何ぞ、自己の醜体を、男性に曝露するを恥づる情あらん、己に、情慾なし、男性獄吏をして、是が拘禁、其の他の事項に干與せしむる、何の不可、是あらんぞ、嗟呼、是何等の没徳漢ぞ、敢、犯罪を以て、人間の普通の先天性を無視し、女囚を誣ふるの臨しき、爾、知らずや、犯罪は、個人の思想と、社會的思想との衝突より起れる現象にして、没徳事件に、相違なきも、是あるか、爲め、人間普通の徳想を没理せしものと、断する能はざるを、縱令、爾の目する如く、或少数の女囚は、此般の事に、介意せずとも、女囚全局の徳想に就きて、何の關する所ぞ、況、教化を主とし、囚人が徳性の醜美を、發揮するを主とするの監獄は、焉ぞ、少数没徳婦の爲め、多數囚婦の徳操を、打破するの謂れあらん、見よ、彼等は、愚罵なる教誨の爲めには、時に、熱涙を絞り、其の縁族の接見には、時に、情心を揺動せしめ、廉恥心を發揮するに至るを、亦、何を以て、是が中心に於て、男性獄吏の、其の拘禁管理等に、干與するを快しとするものありと云ふを得ん、顧ふに、男性看守長が、女囚の身体搜檢、其の他の事項に與るが爲め、醜態の联想、乃至は、觸覺的感情を活動せしむるが如き事、方はなかるべしと雖も、若、夫、男性看守をして、之に參與せしめば、相互視覺的感情を動かして、云ふべからざる弊を招致せざれば、等しく男性たる看守長に於て、あらゆる俗慾を、抑滅し得べき魔力なりとの肯定に、誰か、又、同するものあらん
 窮竟するに、男性看守長をして、女囚を管理せしめ、或は、其の管理に

參與せしめ、若くは、女囚押送に、男性看守のみを附するが如きは、固に、女囚の普通の情操を破り、其の徳性の發揚を障害するのみならず、其の他云ふべからざる弊を、來すまなきを保せざるものなれば、速に、是を廢止し、一には、女囚の理性的徳想を維持せしめ、一には、諸般の弊囚を、豫防するに、努めざるべからざるなり

●鏡心狂士の看守勤務法説を賛成す

堺獄 自情樂 童子

鏡心狂士てふ論者は、本誌第八十二號全八十四號を以て、晝夜分勤法の、不可を論じ、隔日、即、二十四時勤務の復活を、痛論せらるゝや、筆鋒豪邁にして、論旨、甚、懇篤、其の蘊奥を究めて、殘漏の感なく、彼の晝夜分勤法の理論、一片に隔せる机上論者と、同日の比にあらざるなり
 ●鏡心狂士の看守勤務法説を賛成す
 晝夜分勤法の不完全なるは、狂士の論を待たず、蓋に、獨逸法熱の流行に際し、某監獄署も、一時實施せられ、童子の如きも、亦、日々服務し、其の經驗に徴して、了知せる所にして、該法實施以來、勤務煩劇なる爲め、常に、活潑の舉動を保つ能はず、規律の紊亂、甚しきのみならず、懲勞法の充分ならざる爲め、有識の士は去り、事情のため、就職する者も、職務を嫌厭し、朝夕愚痴を毀しつゝあるや、賢明なる長官閣下は、分勤法の弊害を觀破せられ、英断を以て、之を廢止し、(目今、幾多の日勤看守を置くも、逐次、隔日勤務に復せるの意見あらんか)隔日勤務に復活せしめられたり、今や、勤務に於ける獨逸主義心醉者の影を滅し、看守は、恰、盲龜の浮木を得たるが如く、各自身命を擲り、事、職務を奉仕し、戒護上、注意周密、恒に、朝行實踐を以て、罪囚を導化し、大に、活潑上功績顯著ならしめ、故セーパツハ氏の崇拜論者をして、一句

の言なからしむるに至れり
 獨逸法と云へば、其の利害を論ぜず、聞込み次第に眞似して、文明開化の監獄を氣取るは、今日、獄界諸氏、一般の得意とせらるゝ所なるが、一物を改良して、美の之に隨ふあらば、これ何の改良ぞや、看守勤務法の如き、速に、隔日勤務に、復法せざるべからざるなり
 嗚呼、全國幾多の司獄官諸氏よ、改良なる意義を、誤解せらるゝ勿れ、改良とは、真に改むるの語にして、真を改むる者に非ざるなり、當局者諸氏よ、少しく反省して可ならん

●真正なる監獄改良

堺獄 自情樂 童子

真に改むるは佳なり、真を改むるは、不可なり、古人言へるあり、與二利、不知、除二害と、余思へらく、然らず、若、單に害を除くをこれ勉め、利を興す無くんば、何れの時か、文明の監獄たるを得ん、然れども、古昔の爾か、云ふ所以の者は、只、利を興す、害隨ひて生ずるの故なるのみ、改革、亦、然り、改革して、弊此に隨ふあらば、是、何の改良ぞ、嗚呼、難いかな、真正なる監獄改良は

我、國の人士は、好て改良を口にす、實に改良てふ語は、之を聽くに、耳に快き言葉なり、耳に快きのみならず、實に、今日我が監獄に於て、必要缺くべからざるものなり、然り而して、其の所謂改良とは、何の改良ぞ、獄舎の改良なるか、禁制の改良なるか、看守の服制、若しくは、身分帳の實施にあるか、將、看守、押丁設置程度の改良なるか、これ實に、改良に相違なし、然れども、これ、表面上の改良のみ、これ、實に文明の監獄たるに相違なし、然れども、これ、名義上の文明のみ、何ぞ真正なる監獄改良と云ふべけんや

凡、事業を経営し、之が進歩を圖る者、其の初より始めよとせば、實に、千古の言にして、今日監獄改良の事、それ、其の何れより始めんか、我が獄制の上に、改良を要するもの、一にして足らず、故に、着々改良を實施せざるべからず、然りと雖も、當に、最、改良の急務とすべきは、監獄の實體にあらずして、精神的内部の改良、即、適格なる人士を得て、獄制操縱の局に當たらしめざるべからず、見よ、明治二十七年七月十日發兌、日本之法律第七號に、論じて曰はく、

監獄制度の改良、固より、以て爲さざるべからざるも、余輩は、司獄官吏の黜削更迭を、一層速に爲さざるべからざるの必要あるを認む
 看守の無識、看守長の無學、典獄、書記の頓痴奇にして、獄制に明ならざるは、別に云はず云々、(中略)之を以て、今の司獄官吏の存在する間は、制度を改むるも、益する所なく、規則を更ふるも、効あるべからざるなり、其の條約改正の進行に、助を爲すが如きは、制度の改良よりも、規則の變更よりも、人物改良の急務なるを、知らざるべからず、云々

これ、畢竟、監獄の不完全にして、比較上、監獄官吏に、有爲の人物少なき爲め、彼をして、暴言を吐く之餘の餘地を與へしめたる者なり、併ながら、彼を筆誅する、今日はその時に非ず、當局者宜しく、猛省せざるべからざるなり、殊に、獄務の基礎たるべき地位を有する看守、其の人を精檢するにありとす、若、看守にして、其の人を得ざれば、終に、監獄の目的を達する能はざればなり

それ然り、而して、今日善員有用なる看守、(即、至正、公道、學實、剛毅、耐忍、勉勵、緻密、果斷、博識、友愛等の司獄官に、必要なる適格な、兼備する者)を得るは、容易ならん、縱令、又、其の人に乏しと假定

するも、之を訓練養成し、終に、適格の人物たるに至らしむるは、必しも難事にあらずべし、然るに、〇〇〇〇の如きは、何を苦んで、鋭敏なる腦力は素より、普通の學識をさへ、具備せざる痴漢、或は、體格の如き近眼者、又は、跛者等をして、至要至難、且、責任の、最、重大なる公物に服せしめ、時には、彼の凡物を、職務に老練の故を以て、有爲快調なる人士の上に置き、儼然を監督せしめ、然のみならず、人材登用の道なく、所謂鼻汁垂れも、次第送りの法を遵守する爲め、有識の士は去り、專、御職務大切に、就職する者は、目に一丁字なきの凡漢にあらざれば、老朽用ふるに所なき人、最、多きを占むるこや、夫、學識の如き、終始教習養成するあらんか、終には、看守たるに適應するに至るべきも、其の體質不具者の如きに至りては、終身之を教養するも、その身體をして、健全無缺たらしむるふは、得て期すべからず、若、身體にして、強壯健全を缺かんか、新鮮快調なる腦力、活潑なる舉動は、得て望むべからざるなり、是、獄事改良の前途に横はる、障礙物に非ずして何ぞや、苟も、獄事の進歩を阻らんか欲せば、先、其の障礙物を除去し、直接囚人を、戒諭し、躬行實踐以て、誘導感化する重要な責任を有する看守に、適格なる人士を改撰し、大に、之が教習に力を致さば、監獄改良の事、庶幾くば、其の初より改まらん

斯の如くにして、始めて、法と人と、兩々相須て、双美の觀を呈し、眞正なる文明の監獄を、東洋に現出する事を得べきなり、出でよ、々々々、眞正なる監獄改良家よ、汝出でんば、我が獄界を如何せん、聊、所感を記して、當局者諸氏に訴ふ

●看守採用法を説きて其の養成法に暨ふ

在滋賀 井上榮次

して、要は、實に、戒諭的事務に向つて、全力を注射する様、爲さるべからず、而して、軍事教育を受けたる者、及、工藝家(即職工)たる者は、果して、克く、未、迷に、悔悟善化せしむるの徳能を有すべからず、余は、遺憾ながら、未、迷に、首肯する能はざるなり(余の茲に、軍事教育を受けたる者とは、下士以下の者にして、固より、看守と同等の資格を有する者を謂ふなり)、如何となれば、從來の我國の所謂、工藝家なる者は、大概卑賤にして、才學に乏しき者なれば、斯の如き者を登用せんに、忽、大に厭ふべき一偏激心を起し、遇因上、好結果を見る能はざるは、多難を要せずして、炳然顯著なる者あり、又、一たび、身を戒諭に委れし者は、大抵性燥悍にして、政暴の傾きあるを免れず、故に、犯人を制御統轄するの點に付きては、尤も適せりと雖も、如何せん、余は其の要第一に屬する、犯人を悔悟善化せしむるの事に付きては、其の及ばず所の効力、至つて微弱なりと云ふに躊躇せざるなり、何となれば、人に感化の支拂力を與へんに、宜しく、自個の一舉手一投足を苟もせず、常に、其の身を高潔に保ち、品行を端正に持し、自己の言語動作を以て、犯人の標本となり、龜鑑となりて、恩威并行はれ、犯人をして、自然に、其の徳風を羨み、之に感服して、始めて犯人をして善化せしむるを得るなれば、故に、之を軍事教育を受けたる者に一任するは、余の、甚、懇念に堪へざる所なり、然らば、如何なる性質の者を以て、其の任に適する者なりと謂ふべきか、余の鄙見に據れば、第一、品行方正にして、身を子弟の教育に委れし者、又は、常に倫理道德を論議し居る者に、少なくとも、宗教心ある者を要すとす、教誨師其の者に、定數あるれば、大概、機因教誨にのみ偏し、個人的教誨は、殆、

方今、治獄の衝に當たる者、動もすれば、輒ち曰く、下等司獄官吏(看守)を採用するに付きては、宜しく、多少軍事教育を受けたる者、及、一種の工藝に精通したる者を擇ぶべしと、獨逸監獄法講義録も、亦、既に此の意を示せり、其の意、蓋、軍事教育を受けたる者は、輒強壯にして、規律正しく、舉動快活にして、意志剛健に、又、監獄事業の進歩改善を計るに付きては、勢、役業を補助し、其の隆盛を計り、以て、行刑事務と、相前後して、前進せしめざるべからず、故に、工藝に精通する者を得ば、其の進退發達の上に於て、便益する所、豈、尠なしとせんや、故に、將來、其が操擇者たる者は、宜しく、此の二點に付、注意一番あるを要すと警告せり、余、固より、草莽の一寒生にして、淺學非才、且、無經驗にして、一定の見識あるなし、故に、漫然諸先輩大家の卓說高論に、容喙を試み、敢、此の大事を論議せんとする、僥越の所爲、徒に、當事者の嗤笑を招き、顏面の至りに堪へず、然れども、心中私に期する所、一片の赤誠、禁せんか欲して、禁する能はず、終に激して、茲に、

進出するに至りし者なれば、諸子幸に諒恕する所あれ
抑、治獄上、右の二者は、共に要中の要なる部分に屬する者にして、何人も之に對し、異議を挑むの餘地あらざるべし、然れども、また、一の缺所なくんばならず、而も、其の要中の要なる點に於て、缺遺せし所なしとせんや、蓋、監獄は、固より、刑の執行場にして、犯人を懲戒し、悔悟善化せしむるの一大天職を有す、これ實に、監獄の骨髄にして、方端究りなき職責中、第一位に坐する職責たる事なれば、故に、監獄にして、此の骨子を忽せにせんか、他方般の事業、如何に善盡し、美極まるに雖も、固より、監獄として、稱するに足らざるなり、故に、役業の如き、其が一方便たるには相違なきと雖も、無論第二位に屬する者に

行はれざるもの、如し、是、蓋、止むを得ざるの數なり、而して、幾、此二者、其効力の優劣如何を叩けば、總因教誨の、個人的教誨に及ばざるは、固よりなりと、故に、其の實益の大なる個人的教誨を爲さるべからず、而して、其之を爲さんには、勢、常犯人に直接戒諭しつゝある看守者、其者の力に頼らざるべし、到底、教誨の目的を以て、充實ならしむる能はず、是、即、一舉兩得の策にして、余の看守其の者には、必、倫理道德の道と辨へ、少なくとも、宗教心ある者を要すと云ふ所以なり、然れども、斯の如き人は、洵に、得難し、否、得難しにあらざるは、從來の看守待過法、其宜しきを得ざるが故に、彼等、皆、避けて來らざるに坐する者の如し、驚、果して然らんに、大に當路者の猛音、一番あるを要す、然れども、何、事情の許さざる者あらば、尙、他に方法あり、而して、其方法とは如何、他なし、從來の看守豫修所、及、看守教習所の規模を擴張し、盛に看守を養成するに在り、斯の如くにして、全く、司獄官吏に駐せざる立派なる看守を養成せば、自然に、其品位高尙となり、他人の信用、日に漸く加りて、それが敬愛する所となり、真人材の來たりて、奉職を希ふ者、翕然として踵を接するに至るや必せり、而して、斯の如き看守、財務の重大なること、并が採用法の至難なることを知らず、宜しく、十を爲すに、五を五を合すの策を乘り、七を三を合して、十を爲すの策を乘る勿れ

官報

○勅令
朕集治監假留監官制改正ヲ我可シ茲ニ之ヲ公布セシム

同 堀 義水 大阪府 田宮之春
 同 木村千太郎 神奈川縣 鈴木元士
 兵庫縣 二見鐵五郎 同 齋郷品之助
 新潟縣 望月休庵 同 奈真縣 吉田常文
 三重縣 白井亦太郎 愛知縣 板津七三郎
 山梨縣 植村龜作 滋賀縣 村上信定
 岐阜縣 杉直次 福島縣 井上虎丸
 福井縣 吉田周造 石川縣 石崎喜一郎
 鳥取縣 岸精一 島根縣 淺野美雄
 岡山縣 松山治二 香川縣 高知運太
 愛媛縣 山崎集 高知縣 小藤南明
 京都府 大島甲子郎 同 中村策次郎
 同 後藤源久郎 同 神森勝晃
 同 新宮熊一郎 同

出席廿九名、各員番席を定め、假に、大島甲子郎(京都府)會長となり、會則を議するも、左の如し

大日本監獄醫協議會々則

- 第一條 本會は、參同の監獄醫を以て、會員とす
 - 第二條 本會に、會長、副會長、各一名、委員五名を置き、會長は、會務を處辨し、副會長は、會長を補佐し、委員は、庶務に従事す
 - 第三條 會長、副會長、及、委員は、會員中より互選す
 - 第四條 會員の席次は、番號順とし、抽籤を以て、之を定む
 - 第五條 會議時間は、毎日午前八時より、午後第二時迄とす
- 但、時宜に依り、時間を伸縮するもあるべし

結核症に罹り居るも、未、病室治療を要せざる者の、監房及、役場等を別異とせば、如何なる方法に依る乎

決 監房、及、作業場を別異し、行刑を妨げざる限は、可成區畫を要する事

山 梨 縣 監獄醫 聯合提出

司獄官吏、備人、設置程度中に、藥劑師を加へられ度旨を、内務省に建議しては如何

決 原案を可とす

警 視 廳 監獄醫 提出

在監人の喫食、及入浴時間を一定しては如何

決 喫食十分以上、入浴七分乃至五分とす

關 東 縣 監獄醫 聯合提出

患者取扱方法を一定すると

決 一定し難し

福 島 縣 三池集治監獄醫 聯合提出

各府縣監獄醫事務所に備へべき表類、及、帳簿類を、一定すべき件

但、表類及、帳簿類の雜形は、會長の指名に據る、委員十名を撰み其の調査通り、帳簿類は省き、表類を委員中の一名にて、會期後取調をなし、全國へ回覽すると

福 島 縣 三池集治監獄醫 聯合提出

決 委員の調査通り、帳簿類は省き、表類を委員中の一名にて、會期後取調をなし、全國へ回覽すると

新 潟 縣 三池集治監獄醫 聯合提出

第六條 問題は、會員各自より提出し、發題者は、之の辨明を爲すものとす

第七條 發言せんとする者は、起立して、自己の番號を呼び、會長の承認を受くべきものとす

第八條 問題は、三名以上の同意者あるにあらざれば、成立せざるものとす

第九條 一事件の終了せざる間は、他事を發言するを得ず

第十條 問題の採決は、起立に開ひ、可否相半する時は、會長之を決す

第十一條 會議中は、會長の承認なくして、退場するを得ず

第十二條 病氣事故等ありて、欠席せんとするものは、會長に届け出づるものとす

第十三條 會場にて、雜談喫煙を禁す

會 長 京都府 大島甲子郎 副會長 大阪府 田宮之春
 (田宮副會長は就職後辭任せしにより次點者交代す)

次 点 者 愛媛縣 山崎集 委員 愛知縣 板津七三郎
 同 警視廳 堀 義水 同 (兼務) 山崎集
 同 警視廳 萩原彌四郎 同 鳥取縣 岸 精一

各府縣提出に係る議案を、決議せしむ。左の如し

決 委員の決定せし別紙表式を、内務省に建議すると

警視廳 三池集治監獄醫 聯合提出
 福 島 縣 神奈川縣 監獄醫

最輕病者にして、頓服藥一包を投與するが、又は、蒸氣一具、沃度丁幾を塗布するが如きも、罹病者として、調治簿に記入し、患者數に入るべきを望むとす、各府縣一定せんことを望む

決 記入すべき

新 潟 縣 監獄醫 提出

刑事被告人の運動時間は、幾時間を以て適當なるか、且、其の運動方法は如何

決 一日一時間とし、可成二回に分ち、朝夕に運動せしむると

新 潟 縣 監獄醫 聯合提出

山 梨 縣 監獄醫 聯合提出

體質の不貞を來すは、坐業因に多きを感じ、畢竟、運動の欠乏に因る者と考ふ、果して然らば、坐業因に與ふる運動の便法如何

決 各自典獄に具申し可成運動せしむると

新 潟 縣 京都府 監獄醫 聯合提出

一ヶ月一回以上、因徒に衛生上の講話を、監獄醫にて爲す事

決 原案の通

山 梨 縣 監獄醫 提出

癩病者は、避病監に移すべきか如何

決 輕症のものは、監房を隔離し、重症のものは、病監にて隔離すると

三池集治監獄醫 提出

重症患者に官給する滋養物の品目、及其の量を一定する事

決 一定し難し

(以下次號)

彙報

(明治廿八年七月六日東京日々新聞)

◎北海道集治監の管轄變更 全国の各集治監は内務省の直轄にして獨り北海道の集治監のみは北海道廳の管轄に屬しあるを以て例年豫算案を編製するに當りて不便なるのみならず平常之れが監督を爲すに於ても不便少からざるより今度内務省の直轄と爲す事と定まり一兩日中に發布せらるべし而して管轄の變更すると同時に同監制にも多少の變更あるべしと云ふ

◎監獄制度の改正に就て 内務省にては監獄制度の調査も已に終了し其改正案は第九議會に提出すべき運びに至りたりと云ひ或は臺灣の監獄制度取調中なり杯と報じたる新聞紙ありたるを以て途方もなき事は思ひながら念の爲め其筋に就て聞か所によれば右は全く虚構のものにて監獄制度に就ては年來取調べを爲さざるにあらす又た監獄制度の事たる猶幼稚にして改正すべき點なきにあらす然れども同制度は刑法と密接の干係ありて單獨に改正し得べきものにあらす況んや刑法改正の必要ありと云ふ今日に當り獨り監獄制度の刑法に先つて改正あるべきをなし只だ現行の監獄制度にて急に改正を要すべきは未決囚人の取締上處罰の規定なき爲め往々不都合を來す虞あるを以て是れ等に對しては急に何分の制裁を與ふるの規定を考ぐるの必要ありとの議ありしのみなりと云ふ

(明治廿八年七月七日東京日々新聞)

◎集治監の事務引繼 明治十四年北海道廳の設置と共に同地へ移され居たる北海道集治監は今度再び内務省の直轄に歸したるを以て其事務引繼の爲め内務省より四名、監獄課坪井印南の副屬官は一兩日の内に同地へ向け出張する筈なりと云ふ

(明治廿八年六月廿九日千葉町東海新聞)

◎疥癬の輕便治療法 疥癬々々三年又三年と云ふ容易に全治し難き同病は元來概して下等社會に患ふる者多くして至つて感染し易く一家に患み嫌はるゝ病なるが同病の治療に就ては種々の方法あるも孰れも中々全治せず而して速に之を全治せんことを爲し高價の藥劑を用ひざるべからず下等社會にして數名の患者あるときは經濟に制せられて之が治療を爲す事能はざるなり然るに千葉監獄署長森理肥氏は先年中輕便なる一治療法を案出したる由也そは生松葉二貫目を釜中に入れて煮沸し其液汁を取り之れに濕湯若干を加へて沐浴の料と爲し同監獄の已決及び未決囚に數十名の同患者ありし際實驗せし處入浴毎に搔痒を去り輕症の者は五六日、又極めて重き者にては二週間に快癒せしこの由を此程當町の某が聞き早速右の方法を施せしに果して入浴後は搔痒を感じ爽快を覺ひ忽にして全治せしといふ

(明治廿八年五月十九日廣島市監備日々新聞)

◎囚徒作業工錢に就て 監獄署囚徒作業工錢の事に關し廣島監獄署の眞木典獄に問ふものあり典獄答て曰く世には其一を知て其二を知らざるものあり本署當局者の意見なりとて囚徒請負業工錢に就き單位率を斥けて人頭率即ち一日一人幾何と云へる契約の其法なるを主張せりと傳ふれども是れ余も意見と正反對なり作業工錢は其囚人の作し得たる工錢なれば其製造したる品種の良否個數に就て工錢を給するの公平なるを見るべし云々

(明治廿八年六月九日新潟市自由新聞)

◎若松看守の慰勞會 新潟縣監獄署在勤看守若松駒太郎氏は過般後備兵の召集に應じて渡清せし處此程無事歸朝したるに付監獄署在勤の有志八十名は一昨日鳴清館に於て氏慰勞の宴を催せり



萬國監獄會議議決條目

問題

第三章第五、辯護人若くは、政府の保護を受けずして、専、慈善救恤を主として、設立したる諸協會の會員等に、監囚を訪問することを許し、若くは、之を勸奨するの可否如何

議決

第十一、救恤協會員、若くは、政府に屬せざる慈善協會員が、獄囚を訪問することは、之を許し、又、之を勸奨すべし、但、此の場合には、規則を遵奉せしめ、且、強迫の所爲を行はしむべからず、訪問者と、獄囚との會話は、成るべく自由ならしめ、看守人をして、之に臨監せしむべからず

●千八百九十年開設露國聖彼得堡
萬國監獄會議問題及答案

第一課

第一問、罪人引渡條約中に記載する刑法の犯罪には、如何なる法に由り、又、如何なる程度迄、各國同一の名稱を付し、且、精密なる定義を下すを得へしか

答案

第一、罪人引渡條約は、各國特別法の狹隘なる關係中に在り、且、此の法は、現時、尙、未、單純なる性格に歸し得へからざるを以て、目下萬國監獄會にて、同一と爲し得へからざる該事件の議定を下し、一樣なる名稱を付せんとするは、不必要なるものとす

第二、一段の規則として、特別法中に、罪人引渡原則を採用し、餘地を設けて、萬國政府をして、各、之を限制せしむるを希望す

第三、從來罪人引渡は、例外の觀ありと雖も、漸次普通の規則となるの傾向あり、今、若、之を特別法中に、原則として採用するときは、之に係る國際規約に於て、其の執行手續を、變更するを得へし、而して、引渡に關する犯罪事件は、之を列舉せずし、單に引渡を爲すへからざる犯罪事件のみを、列舉するを得へし

右に付、監獄會の希望は、左の如し
(罪人引渡の、目標を得へき犯罪に、同一なる名稱、及、正確なる定義を與ふへき目的を以て、各國の法

律學士協同一致して、攻究討論するを要す)
 第二問、乱酔は、如何様に、刑法中に掲載するを得べきか、或は、之を以て、直に犯罪其の物なりと爲すへきか、或は、乱酔を、犯罪に附帶せし場合となし、之に因りて、犯罪の性質を消滅せしめ、又は、輕減し、或は、加重すべきか否か

答案

一、乱酔其の物のみの狀況は、罪と爲すを得ず、而して、之を抑制鎮壓すべき場合は、危害ある境遇、即、辯論公安を攪乱すべき性質、若くは、猥褻を發生すべき性質の所作を以て、公然發露する時のみに在りとす

二、居常乱酔の癖ありて、公共の救助を仰ぐべき者、極貧乞丐に陥る者、或は、自身若くは、他人に對し、危険の恐れある者等を、教育所若くは、作業所に留置するが如き、抑壓の手段を許せる法規は、効益あるを以て、之を廢止するを得ざるべし、

三、酒類販賣主、顯然已に熟酔したる人に對し、強烈なる飲料を賣渡す時は、其の責に任せしむるを必要とす

を妨げず、又、其の獄政を害せずして、能く監獄諸般の事實と、實施上の問題とを、實際に研究せしむるを得べきか

答案

一、刑法、及、監獄學教授は、甚、有益にして、希望すべきものとす、而して、刑の實施に關する學術上の研究と、監獄紀律の嚴行とは、兩ながら、容易に並行調和して、矛盾せざるを得

二、各大學校に、監獄學を設け、且、監獄行政官は、此の研究を維持獎勵するに、必要なる便益を爲すを希望す

三、監獄内に、監獄學の書庫を設け、監獄係員の利便に、供するを希望す

第四問、左に掲ぐる二法の刑律中に加ふるには、如何なる種類の犯罪に對し、如何なる條件を以て、如何なる場合に、之を用ふるを可とするか

一、裁判官は、犯罪人に對して、單に、誠責を加へ、別に處刑の申渡を爲すことなし、是を誠責法となす

二、裁判官は、犯罪人に對して、罰金、禁錮、其の他

四、乱酔に因りて、作せる犯罪の場合には、左の如し

一、狀況、未、乱酔に達せざる時は、如何なる場合たりとも、其の責任を遡ること能はざるものとす、而して、罪の度合に至りては、其の境遇に關するを以て、立法者たるもの、酔の狀況に據り、豫め、輕減若くは、加重すべき境遇を一定すること能はず、但、各、其の犯罪の際に於ける特異なる場合境遇に應じて、刑の度合を定むべきのみ

二、狀況完全なる乱酔に達するときは、責任を免除す、但、左の場合は、之を除く

甲、乱酔其の物の犯罪を構成する時

乙、故意犯の場合に、二種あり

一は、酩酊の場合は、犯罪を爲さざるを得ずと知りつゝ、乱酔する時とす

二は、此の場合には、犯罪を爲し得ど知り、乱酔する時とす、第一の場合に、故意犯の罪に該當し、第二の場合には、怠慢犯の罪に該當す

第三問、監獄學教授の方法を、制定するの可否如何、果して可ならば、如何なる方法に由り、監獄の實務

の刑を、申渡す雖も、其の犯罪人にして、再、罪を犯すに至らざれば、前に申渡したる刑を、執行することなし、是を處刑停止法となす

答案

一、短期の禁錮刑に屬する缺點數多あり、今、其の施行法を改良更革して、此の欠點を除去し得ざるか

二、顯著なる方を用ひて、此の缺點を除去し能はんは、左の如き兩法を以て、此の缺點を補填し得ざるか

甲、誠責法

乙、假宣告法(或は條件付の宣告)

三、左の二罪に對しては、假宣告法を、施行することを許すべきか

甲、輕罪

乙、違警罪

四、假宣告法を以て、誠責すべき罪科の定義に付き、ては、立法官、社會安全の利益、被害者の利益、並に、法律に抵觸すべきものたりとも、輿論の稱賛を得べき事件等を、參酌して、之を定むるの要なきか

右の答案に付きては、本課、及、總會に於て、數回の

討論を経るの後、終結に至らざるを以て、監獄會は、之を保存することを宣言したり、

第五問、幼者にして、過失又は犯罪ある者は、如何なる官廳にて、其の措置を規定すべきか

此の過失、又は、犯罪にして、左の措置を要するときは、如何なる事項に就き、如何なる原則に據りて之を選定すべきか

一、刑法上の刑に處し、監獄に拘禁すること

二、惡幼年の爲めに、設けたる特別懲治場に送付すること

三、官の監視に屬する幼者を、入るべき教育場に送付すること

以上の措置を爲すに當りて、標準となすべき者は、其の幼者の年齢のみに止まらざるべきか、又、其の年齢に關する條件如何

ドリーユ氏の説明に就き、本課の討論を経るの後、採用したる決議は、左の如し、

答案

第一、十六歳未満の年少者に對しては、有罪、及、辨別問題を廢止して、之に換ふるに、左の問題を以

如くするを要す

第一、銀行若くは、兩換商、寶玉商、及、骨董商の如き營業に對し、贓物受寄罪を豫防すべき規定を、發布すること

第二、後犯の場合と爲さずして、贓物受寄罪と、特別罪と爲すこと

第三、贓物受寄罪に關する再犯には、刑を遞増加重すること

第七問、假放免後、又は處刑滿期より、丁年に達する迄、幼者にして、其の父母後見人の、惡しき影響を受けさらしむる方法如何

答案

一、前年羅馬にて、開設したる監獄會の決議には、幼者に對して、父母の與ふる、不良の教育より起る、痛嘆すべき結果を防止する方法は、法官に許すに、定時限間、父母權力の全部、若くは、一部を剝奪するを以てするの條を存せり、但、事實上其の責任を証明するときは、今、此の條を採用して、第四期、監獄會は、政府より、幼者に對する父母、若くは、後見人の惡しき影響を、阻絶離隔するの義務ありと認

てするを必要とす

一、兒童は、官の監視(後見)を必要とするか
二、兒童は、單純なる教育、及、懲治法を必須とすか、

第二、犯罪の起因、犯罪の輕重、精神發達の度、

教育を受けたる場所、境界、素行、若くは、性質等に據り、兒童の所犯を酌量するものとす、而して兒童の年齢は、其の精神發達の標準として、重要なものなり

第三、裁判所は、十六乃至二十歳までに至る、未成年者の犯罪を裁決す、而して、未成年者有罪と認定せらるるときは、單簡なる譴責法より、刑法に定めたる普通刑に至るまでの間に於て、之を審判し、務めて、刑の宣告區域を濶大ならしむるを要す
總會は、該問題を以て、次回の監獄會に移すの議に決せり

第六問、贓物の受寄、及、藏匿者を制して、良く實效を奏せんとするには、如何の方法を用ふべきか
答案

贓物受寄罪を制して、實効を奏せんとするには、左の

定す

二、法官は、犯罪ある幼者の父母、不能力なることを証明したるときは、懲治場、慈善所或は、公立、私立に屬する教育場の監視教育に、委託するものとす、而して、此の委託時限は、其の成年に達する際に至りて、竭盡することを、裁定するものとす、又、父母の權力を、禁止限制する所の、廢合を定むるは、官廳(裁判若くは行政)并に、右に掲げたる場所に、屬するものとす

三、處刑若くは、懲治時限の終結する前に、監獄若くは、懲治場より、放免せられたる幼者は、裁判官の特別決議の必要あるにあらざらんは、宣告せられたる時限まで、後見(監視)權力の下に、立つを要す
四、両親の過失より、其の權内を離れたる幼者を、扶持教育するの費用は、父母の資産に應じて、之を分擔せざるべからず

五、父母の權力を、阻絶若くは、限制せしめたる所の場合一變して、幼者を、道德上の危殆なく、其の両親に還付し得るに至れば、裁判官は、新に判決して、父母の權力を、幼者の身上に施行せしむるを

得るものとす

六、監獄會は、兒童の既に犯罪したる後に、百方計畫するよりも、未、罪科に陥らざる前に、之を豫防すること、必要なりと思考す、然れども、該豫防法の件は、第七問題外に屬すと認定するを以て、後日の監獄會にて、之を討論研究し、犯罪豫防法として、官より、頑冥なる兒童の父母に嚴達し、之を教育場に入監せしむるを、必要と爲さるかを、決定せんことを希望す

第八問、在監人普通法の罪を犯す者を、裁判するには、如何なる原則に依り、裁判官と、監獄官と、其の主營を、分別すべきか、即、如何なる犯罪者を、裁判所の裁判に付し、如何なる犯罪者を、監獄内にて、罰すべきか

答案

在監人普通法を犯すときは、其の度合の如何を論せず、所轄裁判所の判決に付すべきものとす、但、該犯罪は、特別刑に該當するものにして、監獄内の秩序紀律を、維持するの規定に關する場合は、此の限にわらず

第二條
第一問、監獄内にて、官設工作と、請負工作とは、孰か適良なる

答案

一、囚徒の作業は、成るべく有用にして、生算的ならざるへからざるを以て、諸國、各、其の狀態に應じて、如何すれば、實際上、工作の供給を爲すを得て、監獄作業規則、及、其の必要に適應するかを調査し、或は、官設作業法を用ひ、或は請負作業法を用ふるを要す

二、作業は、監獄の重なる部分なるを以て、刑罰實施の資格を有する官憲を編成して、管理するを要す、故に、囚人を委任して、一私人の利益に供するを得ず

三、官設作業法は、最、善く、作業其の他の順序整頓を、容易にするを得、然れども、公共の利益となるべき工作を、編成することの、困難なるを以て、請負人たる者、囚人の身体生命上を、支配するの弊害を生ずるにあらずんば、請負作業法を、資用するも、亦、支障なきとを、悟り得るものとす

教誨叢書第四十一輯目錄 (五月分)

- ◎教誨 教育(在米留岡幸助) ○春駒の心を誓しめ
- ◎傳記 赤穂義士銘々傳 ○大石主税(天福堂主人)
- ◎温故知新 手紙 ○新原素アルゴン ○紙製の鐵道車
- ◎小田原の外郎 ○幾何學 ○氣象臺(天福堂主人)
- ◎四言教 或問(南海逸士)
- ◎勸話 北海のイソブ ○賣卜者の話 ○處と鶴の話 ○家を引く話(たは生) ○隨感 ○寡言徳量 ○友の益
- ◎謠曲 ○櫻川 ○見棄しと思ひし母 ○子を尋ねる父
- ◎死後 ○櫻川 ○見棄しと思ひし母 ○子を尋ねる父
- ◎待つ母 ○專婦教はれて平和を得 ○アフリカ土人の母(渡邊留岳)
- ◎明治近思錄 紀律(澁川生)
- ◎讀方 實語教 ○忠孝(天福堂主人)
- ◎教誨叢書第四十一輯目錄(明治廿八年六月分) 定價金四圓 郵税金五厘
- ◎終り迄忍
- ◎教誨 天の道と人の力(鋼路大塚素) ○終り迄忍
- ◎宗教 人生の三大勢力(東京植村正久)
- ◎温故知新 軼遺ひ紙つき ○慶氣樓(天福堂主人)
- ◎四言教 或問(完)(南海逸士)
- ◎勸話 北海のイソブ ○蛙の問答 ○杜鹿と葡萄蔓の話 ○パギン種 ○羅馬古昔の慣習 ○新鷗の應驗 ○敬神 ○カリ
- ◎明治近思錄 狂省(澁川生)
- ◎讀方 實語教(完) ○實行(天福堂主人)

教誨叢書第四十三輯目錄(明治廿八年七月分)

- ◎教誨 太平の民(鋼路大塚素) ○目錄(備戸原胤昭)
- ◎宗教 新生命 ○スボルマヨンの名言 ○聖書(高知手塚新)
- ◎傳記 伊達自得(東京白川安宅)
- ◎温故知新 五蘭盆會 ○七夕 ○愚童治療法 ○孤燈の神經作用(天福堂主人)
- ◎勸話 人生の梯子 ○誓めて待て(たは) ○三右衛門の金言(聚堂生) ○思われし家(出獄人某の實歴(長陽生) ○その餘談(澁川生) ○小より大 ○卑より尊 ○清眞(たは)
- ◎先人追影錄 西郷隆盛(澁川逸民)

教 告

必要ハ勸機トナリ聊カ本紙上ニ改良ヲ加ヘタリ、諸フ諸直一閱ノ恩ヲ賜ヘ、今ヤ本會員ノ相知ル出獄人即チ直接ニ問ニ接ニ本會員ノ保護ノ下ニ在ルモノ又多キヲ致シ本紙ハ此人々ノタメニ需用セラル、ニ至リ勢ヒ筆鋒在盛人ニノミ致スヲ得ズ、其主意ニ於テハ行爲上罪惡ニ沈没セルモノヲ救誨訓導スルニアレハ本意ハ或ル家庭又ハ職工場保護場ノ若シ改メタリ依ラルニ宜キヲ致セリ因ヨリ淺學吾輩ノ企學小補尙望ミ希フノミ